

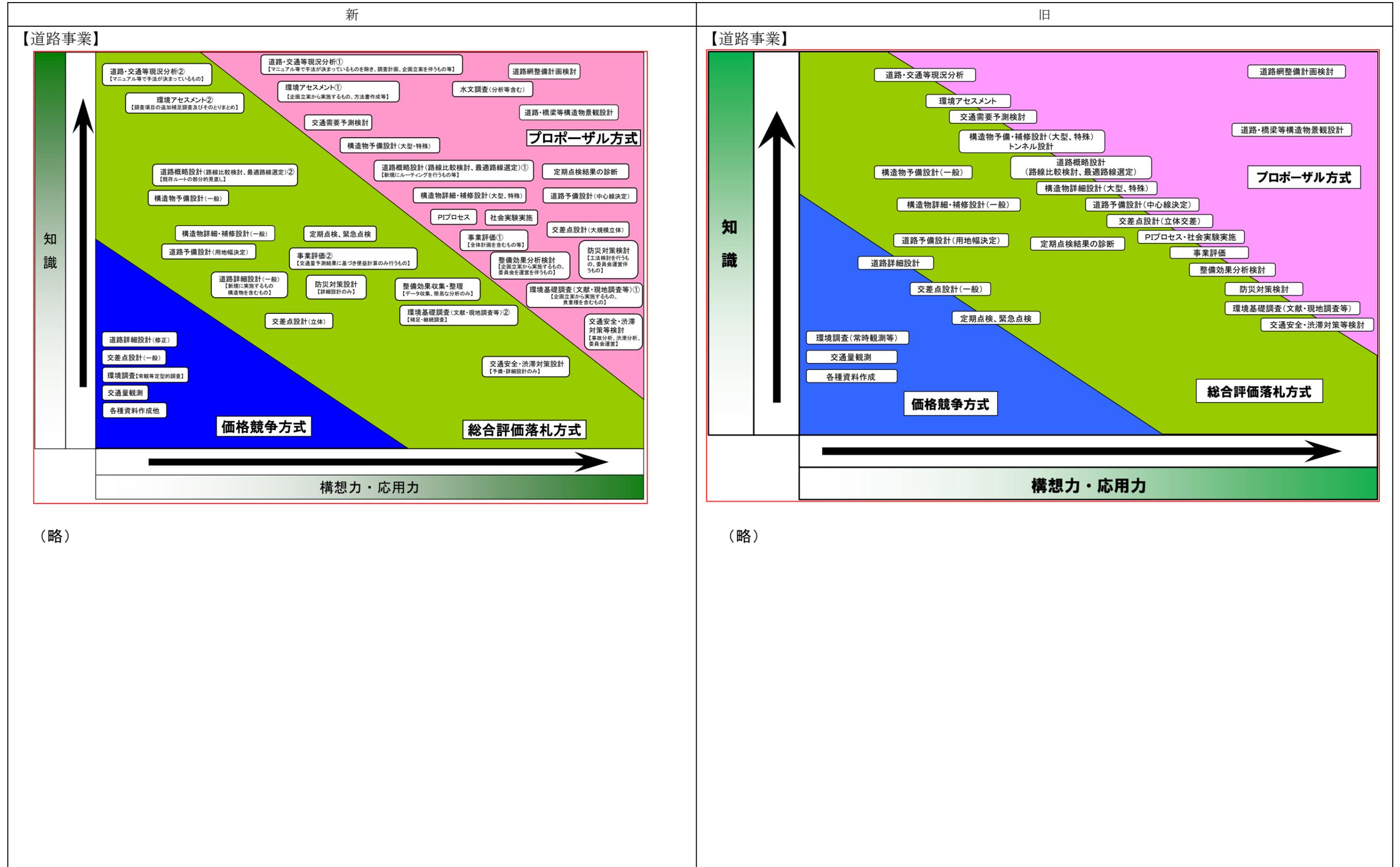
建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

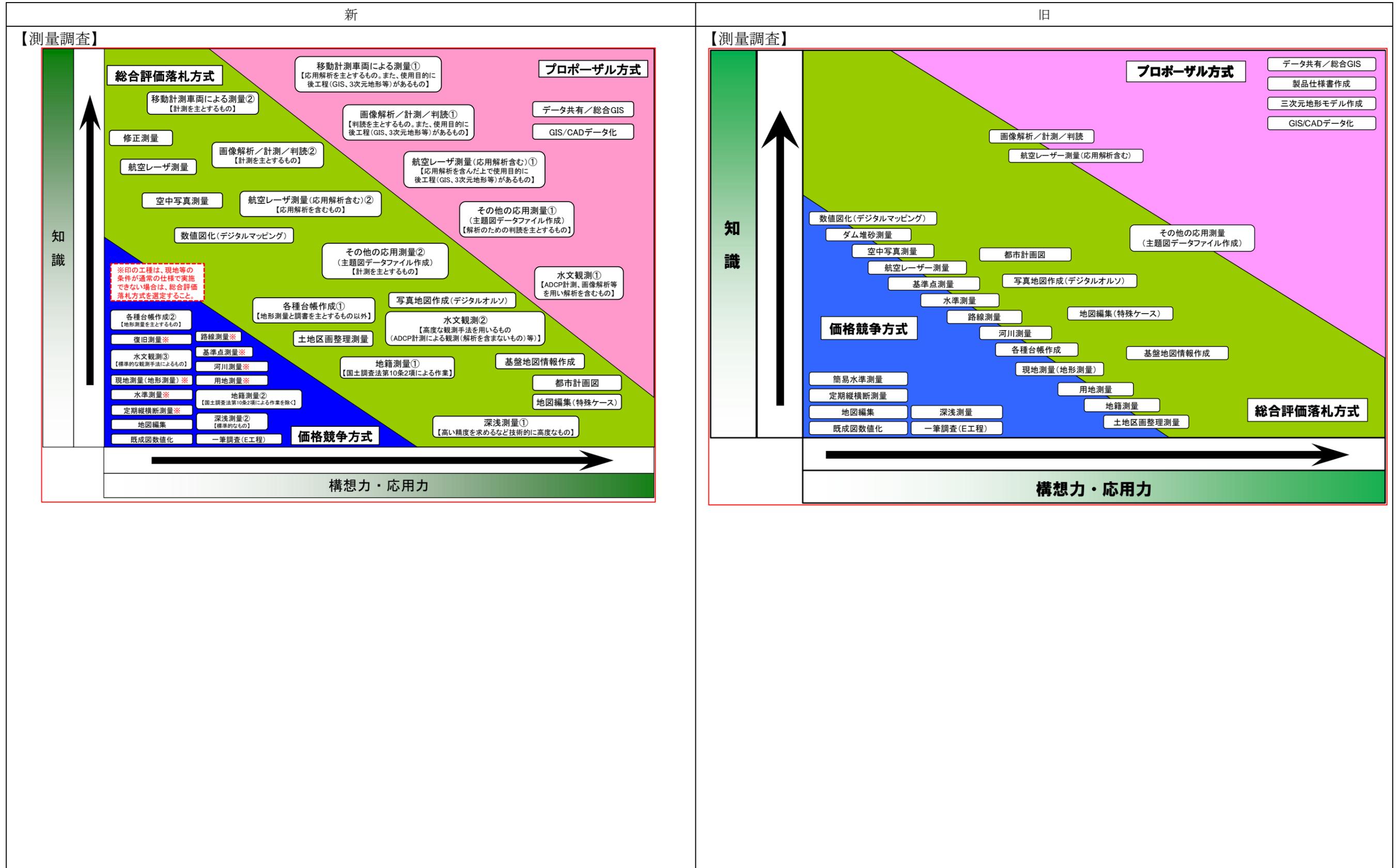
新旧対照表

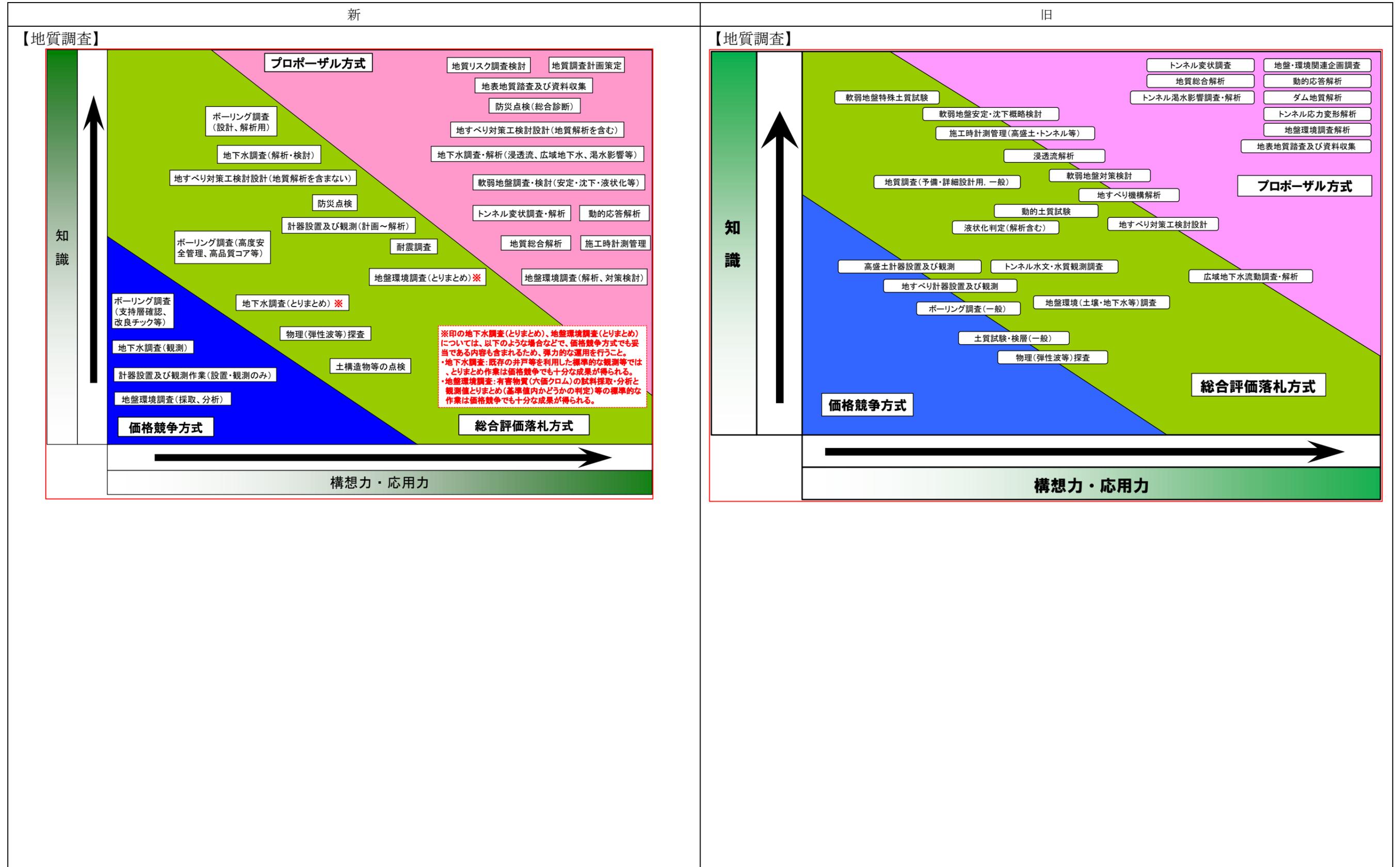
平成27年11月改正

新	旧
<p>1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要</p> <p>1-1 発注方式の選定の考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) プロポーザル方式</p> <p>当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第 5 条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）にもプロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定する。</p> <p>ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。</p> <p>プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要</p> <p>1-1 発注方式の選定の考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) プロポーザル方式</p> <p>当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第 5 条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）にもプロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定する。</p> <p>ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。</p> <p><u>また、参考見積もりを徴収した場合の取扱いについては 1-7 に示すとおり、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するために当該見積もりに関する部分の人工の内訳歩掛をできるだけ早く開示するよう努めるものとする。</u></p> <p>プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

新	旧
<p>図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例</p> <p>(略)</p> <p>【河川事業】</p> <p>※海岸事業・砂防事業は、本表に準じて選定する。</p>	<p>図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例</p> <p>(略)</p> <p>【河川事業】</p>







新	旧
<p>3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価</p> <p>3-1 審査・評価に関する基本的な考え方</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>技術者資格等の設定</u>の考え方</p> <p><u>○技術者の評価に当たっては、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を設定し、その技術者資格等を有する者に該当することを評価項目として設定するものとする。</u></p> <p>○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）に基づく民間資格の登録制度が創設されたことを踏まえ、<u>登録規程第5条第2項に規定する公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下単に「技術者資格登録簿」という。）における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者評価の対象資格とするものとする。</u></p> <p><u>○技術者資格等に関する評価項目は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者それぞれに対して、表3-4に定めるところにより設定するものとする。</u></p> <p><u>○技術者の評価における技術者資格等の順位は、設定する資格が技術者資格登録簿に登録がない場合は表3-5に掲げる区分、技術者資格登録簿に登録がある場合は表3-5-1に掲げる区分により、3-2から3-4までにおいて規定する順序によるものとする。</u></p>	<p>3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価</p> <p>3-1 審査・評価に関する基本的な考え方</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>技術者資格の評価</u>の考え方</p> <p>○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）の「資格が対象とする区分」<u>を確認し、以下の中から、当該業務に該当するものを適用するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合</u> ・<u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合</u> ・<u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合</u> ・<u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合</u> <p>(略)</p>

新				旧	
表 3-4 技術者資格等の設定の考え方					
技術者資格登録簿における 技術者資格等の登録状況	評価対象 技術者	プロポーザル方式		総合評価落札方式	
		選定段階	特定段階	指名段階	入札段階
登録がない場合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	-	○	-	○
	照査技術者	-	◎ ³	-	◎ ³
管理技術者に係る資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	-	○	-	○
	照査技術者	-	◎ ³	-	◎ ³
担当技術者に係る資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	-	◎ ²	-	◎ ²
	照査技術者	-	◎ ³	-	◎ ³
管理技術者及び担当技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	-	◎ ²	-	◎ ²
	照査技術者	-	◎ ³	-	◎ ³
管理技術者及び照査技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	-	○	-	○
	照査技術者	-	◎ ⁴	-	◎ ⁴
<p>◎¹：原則として設定する項目（表 3-5 適用）</p> <p>◎²：原則として設定する項目（表 3-5-1 適用）</p> <p>◎³：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表 3-5 適用）</p> <p>◎⁴：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表 3-5-1 適用）</p> <p>○：必要に応じて設定する項目（表 3-5 適用）</p> <p>-：設定しない項目</p>					

新	旧					
<p style="text-align: center;"><u>表 3-5 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がない場合）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>表 3-5-1 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がある場合）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② 国土交通省登録技術者資格</td> </tr> <tr> <td>③ 上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）</td> </tr> </table> <p>注1：「国土交通省登録技術者資格」とは、技術者資格登録簿に登録されている資格のことをいう。（参照：国土交通省ホームページ「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」 http://www.mlit.go.jp/tec/tec.tk.000098.html）</p> <p>注2：外国の建設コンサルタント等から、外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合は、「土木に関する外国の建設コンサルタント等において資格を有する者の建設大臣認定について」（平成6年12月27日付け建設省経振発第100号）に定めるところにより、あらかじめ技術士又はRCCMに相当するとの旧建設大臣（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）による認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p> <p>（略）</p>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② 国土交通省登録技術者資格	③ 上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）	
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）						
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等						
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）						
② 国土交通省登録技術者資格						
③ 上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）						

新					旧																																													
<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について (1) (略) <u>(2) 選定段階での評価</u> (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p>					<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について (1) (略)</p> <p>3-2-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合 <u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合は、本項を適用する。</u></p>																																													
<p>i) 選定段階での評価 (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p>					<p>i) 選定段階での評価 (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="4">評価の着目点</th> <th rowspan="2">設定</th> <th rowspan="2">評価ウェイト</th> </tr> <tr> <th>資格要件</th> <th>技術者資格等</th> <th>技術者資格等、その専門分野の内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">資格要件</td> <td rowspan="2">技術者資格等</td> <td rowspan="2">技術者資格等、その専門分野の内容</td> <td> <u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td> <u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>					評価項目	評価の着目点				設定	評価ウェイト	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="4">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価ウェイト</th> </tr> <tr> <th>資格要件</th> <th>技術者資格等</th> <th>技術者資格等、その専門分野の内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">資格要件</td> <td rowspan="2">技術者資格等</td> <td rowspan="2">技術者資格等、その専門分野の内容</td> <td> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td>15% (15%~20%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15%~20%)				
評価項目	評価の着目点					設定	評価ウェイト																																											
	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準																																														
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎																																												
					<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎																																												
評価項目	評価の着目点				評価ウェイト																																													
	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準																																														
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15%~20%)																																												
<p>(略)</p> <p>◎: 原則として設定する項目 ○: 必要に応じて設定する項目</p>					<p>(略)</p> <p>表3-4 技術者資格等</p> <p>① <u>技術士</u> <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u></p> <p>② <u>RCCM</u> <u>地質調査技士（地質調査分野に適用）</u> <u>土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用）</u> <u>コンクリート診断士（コンクリート建造物の維持・修繕に適用）</u> <u>土木鋼構造診断士（鋼建造物の維持・修繕に適用）等</u></p> <p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。 その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。 ○外国資格を有する技術者（わが国及びWT O政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けするためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>																																													

新					旧											
<p>(3) 特定段階での技術評価 (略) 【①配置予定技術者の評価】 (略)</p>					<p>ii) 特定段階での技術評価 (略) 【①配置予定技術者の評価】 (略) ア 原則として設定する項目 (略)</p>											
評価項目		評価の着目点			設定	評価	評価項目		評価の着目点		評価					
		判断基準							判断基準							
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p><u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎	10% (5%~10%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	10% (5%~10%)
						<p><u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎								<p>下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p><u><技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	○	管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	管理技術者の割合に包含する
						<p><u><技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎									
					<p>イ 必要に応じて設定する項目 (略)</p>											
評価項目		評価の着目点				評価	評価項目		評価の着目点		評価					
		判断基準							判断基準							
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>		管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	管理技術者の割合に包含する

(下線部分が改正部分)

新										旧									
(略)										イ 必要に応じて設定する項目									
評価項目		評価の着目点						設定	評価ウェイト		評価項目		評価の着目点						評価ウェイト
		判断基準											判断基準						
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<u><照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表 3-5 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-5 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		◎	管理技術者の割合に包含する		予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表 3-4 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-4 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		管理技術者の割合に包含する
						<u><照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表 3-5-1 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-5-1 の②に掲げる資格を有する。 ③ 表 3-5-1 の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		◎											
◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目										(略)									
(略)										(略)									
<u>(削る)</u>										<u>3-2-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合</u>									
<u>(削る)</u>										<u>3-2-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合</u>									

(下線部分が改正部分)

新	旧																																						
<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について (1) (略) <u>(2) 指名段階での評価</u> (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="4">評価の着目点</th> <th rowspan="2">設定</th> <th rowspan="2">評価 ウェイト</th> </tr> <tr> <th>資格要件</th> <th>技術者 資格等</th> <th>技術者資格等、その専門 分野の内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">資格・実績等</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">資格要件</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">技術者資格等</td> <td style="border: 1px solid black;"> <u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">15% (15% ~20%)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> <u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目</p> <p>(略)</p>	評価項目	評価の着目点				設定	評価 ウェイト	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門 分野の内容	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	15% (15% ~20%)	<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について (1) (略)</p> <p>3-3-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合 <u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合は、本項を適用する。</u></p> <p>i) 指名段階での評価 (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="4">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価 ウェイト</th> </tr> <tr> <th>資格要件</th> <th>技術者 資格等</th> <th>技術者資格等、その専門 分野の内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">資格・実績等</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">資格要件</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">技術者資格等</td> <td style="border: 1px solid black;"> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">15% (15% ~20%)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> (略) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門 分野の内容	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15% ~20%)	(略)	
評価項目		評価の着目点						設定	評価 ウェイト																														
	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門 分野の内容	判断基準																																			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	15% (15% ~20%)																																	
				<u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎																																		
評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト																																		
	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門 分野の内容	判断基準																																			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15% ~20%)																																		
				(略)																																			

新						旧										
<p>(3) 入札段階での技術評価 (略)</p> <p>【②配置予定技術者の評価】 (略)</p>						<p>ii) 入札段階での技術評価 (略)</p> <p>【②配置予定技術者の評価】 (略)</p> <p>ア 原則として設定する項目 (略)</p>										
評価項目		評価の着目点				設定	評価	評価項目		評価の着目点			評価			
		判断基準					ウェイト			判断基準			ウェイト			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎	10% (5%~10%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	10% (5%~10%)
						<p><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>									◎	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p><技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	○	管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	管理技術者の割合に包含する
						<p><技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>									◎	
<p>イ 必要に応じて設定する項目 (略)</p>						<p>(略)</p>										
評価項目		評価の着目点					評価	評価項目		評価の着目点			評価			
		判断基準					ウェイト			判断基準			ウェイト			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎	管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	管理技術者の割合に包含する
						<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>										

新							旧										
(略)							イ 必要に応じて設定する項目										
評価項目		評価の着目点					設定	評価 ウェイト		評価項目		評価の着目点					評価 ウェイト
		判断基準										判断基準					
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<u><照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表 3-5 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-5 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表 3-4 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-4 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包含する	
						<u><照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表 3-5-1 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-5-1 の②に掲げる資格を有する。 ③ 表 3-5-1 の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎										
◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目																	
(略)																	
<u>(削る)</u>																	
<u>(削る)</u>																	
							<u>3-3-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合</u>										
							<u>3-3-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合</u>										

新	旧																																					
<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について (1) (略) <u>(2) 指名段階での評価</u> (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="4">評価の着目点</th> <th rowspan="2">設定</th> <th rowspan="2">評価 ウェイト</th> </tr> <tr> <th>資格要件</th> <th>技術者 資格等</th> <th>技術者資格等、その専門分 野の内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資格・実績等</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資格要件</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術者資格等</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術者資格等、その専門分野の内容</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">15% (15% ~20%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目</p> <p>(略)</p>	評価項目	評価の着目点				設定	評価 ウェイト	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分 野の内容	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15% (15% ~20%)	◎	<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について (1) (略)</p> <p>3-4-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合 <u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合は、本項を適用する。</u></p> <p>i) 指名段階での評価 (略) 【②予定管理技術者の評価】 (略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="4">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価 ウェイト</th> </tr> <tr> <th>資格要件</th> <th>技術者 資格等</th> <th>技術者資格等、その専門分 野の内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資格・実績等</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資格要件</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術者資格等</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術者資格等、その専門分野の内容</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">15% (15% ~20%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分 野の内容	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15% (15% ~20%)	◎
評価項目		評価の着目点						設定	評価 ウェイト																													
	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分 野の内容	判断基準																																		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15% (15% ~20%)																																
					◎																																	
評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト																																	
	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分 野の内容	判断基準																																		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15% (15% ~20%)																																
					◎																																	

新						旧										
<p>(3) 入札段階での技術評価 (略)</p> <p>【③配置予定技術者の評価】 (略)</p>						<p>ii) 入札段階での技術評価 (略)</p> <p>【③配置予定技術者の評価】 (略)</p> <p>ア 原則として設定する項目 (略)</p>										
評価項目		評価の着目点				設定	評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p><u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎	10% (5%~10%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	10% (5%~10%)
						<p><u><技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎								<p>下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p><u><技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	○	管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	管理技術者の割合に包含する
						<p><u><技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	◎									
<p>ii) 必要に応じて設定する項目 (略)</p>						<p>(略)</p>										
評価項目		評価の着目点				設定	評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>		管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	管理技術者の割合に包含する
						<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>										

新						旧								
(略)						イ 必要に応じて設定する項目								
評価項目		評価の着目点				設定	評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト
		判断基準								判断基準				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<u><照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合></u> 下記の順位で評価する。 ① 表 3-5 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-5 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 照査技術者 資格要件 技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表 3-4 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-4 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包含する				
						<u><照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合></u> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表 3-5-1 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3-5-1 の②に掲げる資格を有する。 ③ 表 3-5-1 の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎							
◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目														
(略)														
(削る)						<u>3-4-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合</u>								
(削る)						<u>3-4-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合</u>								

新						旧									
<p>4 建築関係建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定段階での技術評価</p> <p>(略)</p>						<p>4 建築関係建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定段階での技術評価</p> <p>(略)</p>									
プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び得点配分の設定例						プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び得点配分の設定例									
評価項目	評価の着目点	判断基準				配点/評価ウェイト		評価項目	評価の着目点	判断基準				配点/評価ウェイト	
		主任担当技術者		管理技術者		小計				主任担当技術者		管理技術者		小計	
資格	専門分野の技術者資格 【注:管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。		総合	2	2	5	資格	専門分野の技術者資格 【注:管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。		総合	2	2	5
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注:〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		総合	4	10 (40%)	4	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注:〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		総合	3	10 (40%)	4
		以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)		総合	3					10 (40%)	4				
		以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)		構造	1							10 (40%)	4		
		以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)		電気	1										
以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)		機械	1	10 (40%)	4										
合計点						25		合計点						25	

新						旧							
(略)						(略)							
(3) 特定段階での技術評価						(3) 特定段階での技術評価							
(略)						(略)							
プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び得点配分の設定例						プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び得点配分の設定例							
評価項目	評価の着目点	判断基準			配点/評価ウェイト		評価項目	評価の着目点	判断基準			配点/評価ウェイト	
		主任担当技術者	総合	小計	主任担当技術者	総合			小計	主任担当技術者	総合	小計	
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 2 構造 1 電気 1 機械 1	5 (5%)	資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 2 構造 1 電気 1 機械 1	5 (5%)		
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 ※当該業務の配置予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。	総合 4 構造 3 電気 1 機械 1	10 (10%)	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 ※当該業務の配置予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。	総合 4 構造 3 電気 1 機械 1	10 (10%)		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u> の〇〇(国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する)実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 4 構造 3 電気 1 機械 1	10 (10%)		平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u> の〇〇(国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する)実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 4 構造 3 電気 1 機械 1	10 (10%)		
CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者 主任担当技術者	総合 2 構造 2 電気 2 機械 2	10 (10%)	CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者 主任担当技術者	総合 2 構造 2 電気 2 機械 2	10 (10%)				

新				
評価項目	評価の着目点			配点／ 評価ウェイト
	判断基準			
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	15
		②	テーマ②について、同上。	15
		③	テーマ③について、同上。	15
合計				65 (65%)

(略)

4-3 総合評価落札方式(標準型)における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書(通常指名の場合においては指名通知)において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び説明書例等については〔参考7〕に示す。

1. ～11. (略)
12. 技術**提案書**の作成及び記載上の留意事項
 - (1) 基本事項
 - (2) 技術**提案書**の作成要領
 - (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
13. 技術**提案書**の提出方法及び提出期限
14. ～26. (略)

(2) 指名段階での技術評価

参加表明者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。なお、今後は、配置予定技術者の経験年数に関する評価を行わないこととする。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術**提案書**の提出要請を行わないこととする。(一般競争入札を実施する場合を除く。)また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術**提案書**の提出要請を行わないこととする。

旧				
評価項目	評価の着目点			配点／ 評価ウェイト
	判断基準			
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	15
		②	テーマ②について、同上。	15
		③	テーマ③について、同上。	15
合計				65 (65%)

(略)

4-3 総合評価落札方式(標準型)における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書(通常指名の場合においては指名通知)において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び説明書例等については〔参考7〕に示す。

1. ～11. (略)
12. 技術**資料**の作成及び記載上の留意事項
 - (1) 基本事項
 - (2) 技術**資料**の作成要領
 - (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
13. 技術**資料**の提出方法及び提出期限
14. ～26. (略)

(2) 指名段階での技術評価

参加表明者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。なお、今後は、配置予定技術者の経験年数に関する評価を行わないこととする。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術**資料**の提出要請を行わないこととする。(一般競争入札を実施する場合を除く。)また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術**資料**の提出要請を行わないこととする。

(下線部分が改正部分)

新						
総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び得点配分の設定例						
評価項目	評価の着目点	判断基準			配点／評価ウェイト	
				小計		
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 1 1 1	5 (20%)
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注：[参考 8] に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (40%)
	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75 点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績が無い。（0 点） ④ 65 点未満の実績がある。（減点）	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (40%)
合計点					25	

(略)

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術**提案書**について評価する。以下に、評価基準及び配点・評価ウェイトの設定例を示す。なお、今後は、配置予定技術者の経験年数及び担当技術者の評価を行わないこととし、CPD、実施方針及び技術提案の配点割合を高くすることとする。

(略)

旧						
総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び得点配分の設定例						
評価項目	評価の着目点	判断基準			配点／評価ウェイト	
				小計		
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 1 1 1	5 (20%)
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注：[参考 8] に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (40%)
	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75 点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績が無い。（0 点） ④ 65 点未満の実績がある。（減点）	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (40%)
合計点					25	

(略)

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術**資料**について評価する。以下に、評価基準及び配点・評価ウェイトの設定例を示す。なお、今後は、配置予定技術者の経験年数及び担当技術者の評価を行わないこととし、CPD、実施方針及び技術提案の配点割合を高くすることとする。

(略)

新					旧									
総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例					総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例									
評価項目	評価の着目点			配点／評価ウェイト		評価項目	評価の着目点			配点／評価ウェイト				
	判断基準			小計			判断基準			小計				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 1 1 1	5 (5%)	資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 1 1 1	5 (5%)	
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (12%)	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (12%)	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇(国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する)実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (12%)		平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の〇〇(国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する)実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	4 3 1 1	10 (12%)	
	CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 2 2 2	10 (12%)		CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 2 2 2	10 (12%)	
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲 業務の実施方針	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。 業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			8 12	50 (59%)	業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術資料の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲 業務の実施方針	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。 業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			8 12	50 (59%)	
	評価テーマに対する技術提案	① テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。			15			評価テーマに対する技術提案	① テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。			15		
		② テーマ②について、同上。			15				② テーマ②について、同上。			15		
合計					合計					85				

新					旧								
(略)					(略)								
4-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について					4-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について								
(1)～(2) (略)					(1)～(2) (略)								
(3) 入札段階での技術評価					(3) 入札段階での技術評価								
入札参加者により提出された技術 提案書 について評価する。以下に、評価基準及び配点・評価ウェイトの設定例を示す。なお、今後は、配置予定技術者の経験年数及び担当技術者の評価を行わないこととし、CPD及び実施方針の配点割合を高くすることとする。					入札参加者により提出された技術 資料 について評価する。以下に、評価基準及び配点・評価ウェイトの設定例を示す。なお、今後は、配置予定技術者の経験年数及び担当技術者の評価を行わないこととし、CPD及び実施方針の配点割合を高くすることとする。								
(略)					(略)								
総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例					総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例								
評価項目	評価の着目点	判断基準			配点／評価ウェイト		評価項目	評価の着目点	判断基準			配点／評価ウェイト	
		主任担当技術者	総合	小計	主任担当技術者	総合			小計	主任担当技術者	総合	小計	
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 2 構造 1 電気 1 機械 1	5 (10%)	資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 2 構造 1 電気 1 機械 1	5 (10%)		
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 4 3 構造 1 電気 1 機械 1	10 (18%)	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	総合 4 3 構造 1 電気 1 機械 1	10 (18%)		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇(国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する)実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 4 3 構造 1 電気 1 機械 1	10 (18%)		平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の〇〇(国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課とし、相互利用する機関名を追記する)実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 主任担当技術者	総合 4 3 構造 1 電気 1 機械 1	10 (18%)		

新	旧																																																																																																																																												
<p>5 その他の留意事項</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 情報公開</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">様式-1</p> <p style="text-align: center;">プロポーザル評価表</p> <p>1. 件名 ○○環境アセスメント調査検討業務</p> <p>2. 所属事務所 ○○河川国道事務所</p> <p>3. 技術提案書の特定通知日 平成○年○月○日 ○○河川国道事務所長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">業者名</th> <th colspan="5">技術評価点の内訳</th> <th rowspan="3">技術評価点合計</th> <th rowspan="3">備考</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">予定技術者の資格及び実績等</th> <th rowspan="2">予定技術者の成績及び表彰</th> <th rowspan="2">実施方針</th> <th colspan="2">評価テーマ</th> </tr> <tr> <th>評価テーマ1</th> <th>評価テーマ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価のウェイト</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○設計事務所(株)</td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>25.0</td> <td>86.0</td> <td></td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td><u>A社</u></td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>81.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>B社</u></td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>20.0</td> <td>67.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>C社</u></td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>62.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>D社</u></td> <td>7.0</td> <td>9.0</td> <td>10.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>56.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。 平成○年○月○日</p> </div> <td style="vertical-align: top;"> <p>5 その他の留意事項</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 情報公開</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">様式-1</p> <p style="text-align: center;">プロポーザル評価表</p> <p>1. 件名 ○○環境アセスメント調査検討業務</p> <p>2. 所属事務所 ○○河川国道事務所</p> <p>3. 技術提案書の特定通知日 平成○年○月○日 ○○河川国道事務所長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">業者名</th> <th colspan="5">技術評価点の内訳</th> <th rowspan="3">技術評価点合計</th> <th rowspan="3">備考</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">予定技術者の資格及び実績等</th> <th rowspan="2">予定技術者の成績及び表彰</th> <th rowspan="2">実施方針</th> <th colspan="2">評価テーマ</th> </tr> <tr> <th>評価テーマ1</th> <th>評価テーマ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価のウェイト</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○設計事務所(株)</td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>25.0</td> <td>86.0</td> <td></td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td><u>(株)○○エンジニアリング</u></td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>81.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)○○技術</u></td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>20.0</td> <td>67.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>○○コンサルタント(株)</u></td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>62.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)○○測量設計</u></td> <td>7.0</td> <td>9.0</td> <td>10.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>56.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。 平成○年○月○日</p> </div> </td>	業者名	技術評価点の内訳					技術評価点合計	備考	摘要	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ		評価テーマ1	評価テーマ2	評価のウェイト	10	15	25	25	25	100			○○設計事務所(株)	9.0	12.0	20.0	20.0	25.0	86.0		特定	<u>A社</u>	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	81.0			<u>B社</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	20.0	67.0			<u>C社</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	15.0	62.0			<u>D社</u>	7.0	9.0	10.0	15.0	15.0	56.0			<p>5 その他の留意事項</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 情報公開</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">様式-1</p> <p style="text-align: center;">プロポーザル評価表</p> <p>1. 件名 ○○環境アセスメント調査検討業務</p> <p>2. 所属事務所 ○○河川国道事務所</p> <p>3. 技術提案書の特定通知日 平成○年○月○日 ○○河川国道事務所長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">業者名</th> <th colspan="5">技術評価点の内訳</th> <th rowspan="3">技術評価点合計</th> <th rowspan="3">備考</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">予定技術者の資格及び実績等</th> <th rowspan="2">予定技術者の成績及び表彰</th> <th rowspan="2">実施方針</th> <th colspan="2">評価テーマ</th> </tr> <tr> <th>評価テーマ1</th> <th>評価テーマ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価のウェイト</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○設計事務所(株)</td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>25.0</td> <td>86.0</td> <td></td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td><u>(株)○○エンジニアリング</u></td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>81.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)○○技術</u></td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>20.0</td> <td>67.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>○○コンサルタント(株)</u></td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>62.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)○○測量設計</u></td> <td>7.0</td> <td>9.0</td> <td>10.0</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>56.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。 平成○年○月○日</p> </div>	業者名	技術評価点の内訳					技術評価点合計	備考	摘要	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ		評価テーマ1	評価テーマ2	評価のウェイト	10	15	25	25	25	100			○○設計事務所(株)	9.0	12.0	20.0	20.0	25.0	86.0		特定	<u>(株)○○エンジニアリング</u>	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	81.0			<u>(株)○○技術</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	20.0	67.0			<u>○○コンサルタント(株)</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	15.0	62.0			<u>(株)○○測量設計</u>	7.0	9.0	10.0	15.0	15.0	56.0		
業者名		技術評価点の内訳											技術評価点合計	備考	摘要																																																																																																																														
		予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ																																																																																																																																								
	評価テーマ1				評価テーマ2																																																																																																																																								
評価のウェイト	10	15	25	25	25	100																																																																																																																																							
○○設計事務所(株)	9.0	12.0	20.0	20.0	25.0	86.0		特定																																																																																																																																					
<u>A社</u>	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	81.0																																																																																																																																							
<u>B社</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	20.0	67.0																																																																																																																																							
<u>C社</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	15.0	62.0																																																																																																																																							
<u>D社</u>	7.0	9.0	10.0	15.0	15.0	56.0																																																																																																																																							
業者名	技術評価点の内訳					技術評価点合計	備考	摘要																																																																																																																																					
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ																																																																																																																																									
				評価テーマ1	評価テーマ2																																																																																																																																								
評価のウェイト	10	15	25	25	25	100																																																																																																																																							
○○設計事務所(株)	9.0	12.0	20.0	20.0	25.0	86.0		特定																																																																																																																																					
<u>(株)○○エンジニアリング</u>	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	81.0																																																																																																																																							
<u>(株)○○技術</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	20.0	67.0																																																																																																																																							
<u>○○コンサルタント(株)</u>	8.0	9.0	15.0	15.0	15.0	62.0																																																																																																																																							
<u>(株)○○測量設計</u>	7.0	9.0	10.0	15.0	15.0	56.0																																																																																																																																							

新	旧
<p>〔参考 1〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文及び業務説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔公示文例〕</p> <p style="text-align: center;">※国土交通省登録技術者資格の適用例</p> <p style="text-align: center;">〔当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合</u>〕</p> <p style="text-align: center;">【参考 1 は、国土交通省登録技術者資格の適用例について公募型及び簡易公募型プロポーザル方式で例示したものであるが、その他の方式についても同様である。】</p> <p style="text-align: center;">≪公募型≫簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 （建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 参加資格 基本的要件</p> <p>(1) 単体企業</p> <p>①～④ （略）</p> <p><u>⑤ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書参照）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>3. ～ 7. （略）</p>	<p>〔参考 1〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文及び業務説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔公示文例〕</p> <p style="text-align: center;">※国土交通省登録技術者資格の適用例</p> <p style="text-align: center;">〔当該業務について、<u>「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野—業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合</u>〕</p> <p style="text-align: center;">【参考 1 は、国土交通省登録技術者資格の適用例について公募型及び簡易公募型プロポーザル方式で例示したものであるが、その他の方式についても同様である。】</p> <p style="text-align: center;">≪公募型≫簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 （建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 参加資格 基本的要件</p> <p>(1) 単体企業</p> <p>①～④ （略）</p> <p><u>⑤（新設）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>3. ～ 7. （略）</p>

新	旧
<p>〔参考 1〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文及び業務説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔説明書例〕</p> <p style="text-align: center;">公募型・簡易公募型プロポーザル 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の説明書例</p> <p style="text-align: center;">○○○○○業務説明書</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 提案書の提出者に要求される資格要件</p> <p>(1) 技術提案書の提出者</p> <p>① (略)</p> <p>② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと <u>（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）</u>。</p> <p>1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 <u>又は</u> 子会社の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社等 <u>（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）</u> である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし <u>a)</u> については、会社等 <u>の</u> 一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社等 <u>の</u> 役員が、他方の会社等 <u>の</u> 役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社等 <u>の</u> 役員が、他方の会社等 <u>の</u> 管財人を現に兼ねている場合</p> <p><u>3) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>〔参考 1〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文及び業務説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔説明書例〕</p> <p style="text-align: center;">公募型・簡易公募型プロポーザル 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の説明書例</p> <p style="text-align: center;">○○○○○業務説明書</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 提案書の提出者に要求される資格要件</p> <p>(1) 技術提案書の提出者</p> <p>① (略)</p> <p>② 技術提案書を提出しようとする者の間に、<u>以下</u>の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 <u>または</u> 子会社の一方が更生会社又は <u>更生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし <u>1)</u> については、会社の一方が更生会社又は <u>更生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③～⑤ (略)</p>

新	旧
<p>(2) 予定技術者 (略)</p> <p>① 予定管理技術者 (略)</p> <p>1) 下記のいずれかの資格を有する者【業務内容に応じ適宜設定すること】</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>e) 国土交通省登録技術者資格（施設分野等：〇〇-業務：〇〇）【当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合</u>】</p> <p>f)～j) (略)</p> <p>2) 下記のいずれかの実績を有する者。4)</p> <p>② (略)</p>	<p>(2) 予定技術者 (略)</p> <p>① 予定管理技術者 (略)</p> <p>1) 下記のいずれかの資格を有する者【業務内容に応じ適宜設定すること】</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>e) 国土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇-業務：〇〇）【当該業務について、<u>「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格の記載のある場合</u>】</p> <p>f)～j) (略)</p> <p>2) 下記のいずれかの実績を有する者。4)</p> <p>② (略)</p>

新		旧																				
<p>3. 技術提案書の提出者を選定するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウエイト】について 企業の評価 [資格・実績] = 15% (10~15%) [成績・表彰] = 35% (20~35%) 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (15~20%) [成績・表彰] = 35% (35~45%)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウエイト</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>◎</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合</u>の例であることに注意。】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格を除く) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格を除く) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td> ① ○○ ① ○ ○ </td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	必須・選択	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合</u>の例であることに注意。】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格を除く) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格を除く) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ① ○ ○	<p>3. 技術提案書の提出者を選定するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウエイト】について 企業の評価 [資格・実績] = 15% (10~15%) [成績・表彰] = 35% (20~35%) 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (15~20%) [成績・表彰] = 35% (35~45%)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウエイト</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>◎</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合</u>の例であることに注意。】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格を除く) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格を除く) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td> ① ○○ ② ○○ </td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	必須・選択	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合</u>の例であることに注意。】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格を除く) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格を除く) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○
評価項目	評価の着目点		評価のウエイト																			
	必須・選択	判断基準																				
予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合</u>の例であることに注意。】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格を除く) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格を除く) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ① ○ ○																			
評価項目	評価の着目点		評価のウエイト																			
	必須・選択	判断基準																				
予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合</u>の例であることに注意。】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格を除く) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格を除く) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○																			
4. (略)		4. (略)																				

新				旧																																					
<p>5. 技術提案書を特定するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。 <u>「●」の場合、項目の設定は本編表3-4参照。</u></p> <p>【評価ウエイト】について 予定技術者の評価 [資格・実績] = 10% (5~10%) [成績・表彰] = 15% (15~20%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 25% (12.5~25%) 評価テーマに関する技術提案 = 50% (50%~62.5%)</p> </div>				<p>5. 技術提案書を特定するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウエイト】について 予定技術者の評価 [資格・実績] = 10% (5~10%) [成績・表彰] = 15% (15~20%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 25% (12.5~25%) 評価テーマに関する技術提案 = 50% (50%~62.5%)</p> </div>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th colspan="3">技術点</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> <th>管理技術者</th> <th>担当技術者</th> <th>照査技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定技術者の経験及び能力</td> <td>◎</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合の例であることに注意。</u>】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td>① ○○ ② ○○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		技術点			必須・選択	判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者	予定技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合の例であることに注意。</u>】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th colspan="3">技術点</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> <th>管理技術者</th> <th>担当技術者</th> <th>照査技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定技術者の経験及び能力</td> <td>◎</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合の例であることに注意。</u>】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td>① ○○ ② ○○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		技術点			必須・選択	判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者	予定技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合の例であることに注意。</u>】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	-	-
評価項目	評価の着目点		技術点																																						
	必須・選択	判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者																																				
予定技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合の例であることに注意。</u>】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	-	-																																				
評価項目	評価の着目点		技術点																																						
	必須・選択	判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者																																				
予定技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、<u>技術者資格登録簿の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合の例であることに注意。</u>】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	-	-																																				

新					旧								
評価項目	評価の着目点			技術点			評価項目	評価の着目点			技術点		
	必須・選択	判断基準		管理技術者	担当技術者	照査技術者		必須・選択	判断基準		管理技術者	担当技術者	照査技術者
評価項目			● (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、 <u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合の例であることに注意。</u> 】 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	-	① ○○ ② ○○	-	評価項目			◎ (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、 <u>「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合の例であることに注意。</u> 】 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外のもの (民間資格の例) RCCM (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、一級) (国土交通省登録技術者資格以外のものを設定) 【土木関係分野に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	-	① ○○ ② ○○	-
			◎ 【照査技術者を定める業務のみ記載する】 (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 【以下は、当該業務について、 <u>技術者資格登録簿に管理技術者及び担当技術者に係る資格の登録がある場合の例であることに注意。</u> 】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1級) 【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	-	-	① ○○ ② ○○				予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	○ 【照査技術者を定める業務のみ記載する】 (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1級) 【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】
6. ~ 10. (略)					6. ~ 10. (略)								

新					旧								
評価項目	評価の着目点			技術点		評価項目	評価の着目点			技術点			
	必須・選択	判断基準		管理技術者	(照査技術者)		必須・選択	判断基準		管理技術者	(照査技術者)		
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	●	(様式-3) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	① ○○ ② ○○	予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	◎	(様式-3) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	① ○○ ② ○○
6. ～ 8. (略)					6. ～ 8. (略)								

新	旧
<p>9. その他の留意事項</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) 技術提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、当該提出者の技術提案書を無効とする。</u></p> <p><u>① 資本関係</u> <u>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。</u></p> <p>1) <u>親会社と子会社の関係にある場合</u> 2) <u>親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</u></p> <p><u>② 人的関係</u> <u>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</u></p> <p>1) <u>一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</u> 2) <u>一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</u></p> <p><u>③ その他特定手続の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p> <p>(5) 提出期限までに技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。</p> <p>(6) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(7) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。</p> <p>また、提出された技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他未提出又は不備がある場合 <p>(8) ～(17) (略)</p>	<p>9. その他の留意事項</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) (新設)</u></p> <p>(4) 提出期限までに技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。</p> <p>(5) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。</p> <p>また、提出された技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他未提出又は不備がある場合 <p>(8) ～(17) (略)</p>

新	旧
<p>〔参考 3〕簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における公示文及び入札説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔公示文例〕</p> <p style="text-align: center;">簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>① 単体企業</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p><u>5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）</u></p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3. ～6. （略）</p>	<p>〔参考 3〕簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における公示文及び入札説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔公示文例〕</p> <p style="text-align: center;">簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>① 単体企業</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p><u>5) （新設）</u></p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3. ～6. （略）</p>

新	旧
<p>〔参考 3〕簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における公示文及び入札説明書例（土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔入札説明書例〕</p> <p style="text-align: center;">総合評価落札方式（標準型） （土木関係建設コンサルタント業務）</p> <p style="text-align: center;">入札説明書</p> <p>（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>① （略）</p> <p>② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと <u>（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）</u>。</p> <p>1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 <u>又は</u> 子会社の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社 <u>等</u>（<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。</u>）である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a) については、会社 <u>等</u> の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社 <u>等</u> である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社 <u>等</u> の役員が、他方の会社 <u>等</u> の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社 <u>等</u> の役員が、他方の会社 <u>等</u> の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><u>3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p>	<p>〔参考 3〕簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における公示文及び入札説明書例（土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔入札説明書例〕</p> <p style="text-align: center;">総合評価落札方式（標準型） （土木関係建設コンサルタント業務）</p> <p style="text-align: center;">入札説明書</p> <p>（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>① （略）</p> <p>② 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または <u>再生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a) については、会社の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p>

新				旧																							
(2) (略) (3) 入札参加者を指名するための基準 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。 <u>「●」の場合、項目の設定は本編表 3-4 参照。</u></p> <p>【評価ウェイト】について 企業の評価 [資格・実績] = 15% (10~15%) [成績・表彰] = 35% (20~35%) 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (15~20%) [成績・表彰] = 35% (35~45%)</p> </div>				(2) (略) (3) 入札参加者を指名するための基準 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウェイト】について 企業の評価 [資格・実績] = 15% (10~15%) [成績・表彰] = 35% (20~35%) 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (15~20%) [成績・表彰] = 35% (35~45%)</p> </div>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>●</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td> ① ○○ ② ○○ </td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	必須・選択	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>◎</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td> ① ○○ ② ○○ </td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	必須・選択	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト																								
	必須・選択	判断基準																									
予定管理技術者の経験及び能力	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○																								
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト																								
	必須・選択	判断基準																									
予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○																								

新				旧																															
5. ～7. (略)				5. ～7. (略)																															
8. 入札方法等				8. 入札方法等																															
(1) ～(2) (略)				(1) ～(2) (略)																															
(3) 技術評価点を算出するための基準				(3) 技術評価点を算出するための基準																															
<p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。 <u>「●」の場合、項目の設定は本編表 3-4 参照。</u></p> <p>【評価ウェイト】について</p> <p>< 1 : 2 の場合 > 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (7.5 ~ 15%) [成績・表彰] = 18% (18 ~ 25.5%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 30% (15 ~ 30%) 評価テーマに関する技術提案 = 37% (37% ~ 52%)</p> <p>< 1 : 3 の場合 > 予定技術者の評価 [資格・実績] = 10% (5 ~ 10%) [成績・表彰] = 15% (15 ~ 20%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 25% (12.5 ~ 25%) 評価テーマに関する技術提案 = 50% (50% ~ 62.5%)</p>				<p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウェイト】について</p> <p>< 1 : 2 の場合 > 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (7.5 ~ 15%) [成績・表彰] = 18% (18 ~ 25.5%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 30% (15 ~ 30%) 評価テーマに関する技術提案 = 37% (37% ~ 52%)</p> <p>< 1 : 3 の場合 > 予定技術者の評価 [資格・実績] = 10% (5 ~ 10%) [成績・表彰] = 15% (15 ~ 20%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 25% (12.5 ~ 25%) 評価テーマに関する技術提案 = 50% (50% ~ 62.5%)</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th colspan="2">技術点</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> <th>管理技術者</th> <th>(照査)技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定技術者の経験及び能</td> <td>●</td> <td>(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</td> <td>①○○ ②○○</td> <td>①○○ ②○○</td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		技術点		必須・選択	判断基準	管理技術者	(照査)技術者	予定技術者の経験及び能	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	①○○ ②○○	①○○ ②○○	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th colspan="2">技術点</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> <th>管理技術者</th> <th>(照査)技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定技術者の経験及び能</td> <td>◎</td> <td>(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</td> <td>①○○ ②○○</td> <td>①○○ ②○○</td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		技術点		必須・選択	判断基準	管理技術者	(照査)技術者	予定技術者の経験及び能	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	①○○ ②○○	①○○ ②○○
評価項目	評価の着目点		技術点																																
	必須・選択	判断基準	管理技術者	(照査)技術者																															
予定技術者の経験及び能	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	①○○ ②○○	①○○ ②○○																															
評価項目	評価の着目点		技術点																																
	必須・選択	判断基準	管理技術者	(照査)技術者																															
予定技術者の経験及び能	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	①○○ ②○○	①○○ ②○○																															

新	旧
<p>9. ～10. (略)</p> <p>11. 入札方法等</p> <p>(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。</p> <p>12. ～21. (略)</p>	<p>9. ～10. (略)</p> <p>11. 入札方法等</p> <p>(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。</p> <p>12. ～21. (略)</p>

新	旧
<p>〔参考 4〕簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における公示文及び入札説明書例（土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔公示文例〕</p> <p style="text-align: center;">簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>① 単体企業</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p><u>5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）</u></p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3. ～6. （略）</p>	<p>〔参考 4〕簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における公示文及び入札説明書例（土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔公示文例〕</p> <p style="text-align: center;">簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>① 単体企業</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p><u>5) （新設）</u></p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3. ～6. （略）</p>

新	旧
<p>〔参考 4〕簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における公示文及び入札説明書例（土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔入札説明書例〕</p> <p style="text-align: center;">総合評価落札方式（簡易型） （土木関係建設コンサルタント業務等の場合）</p> <p style="text-align: center;">入札説明書</p> <p>（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>① （略）</p> <p>② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと <u>（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）</u>。</p> <p>1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 <u>又は</u> 子会社の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社 <u>等</u>（<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。</u>）である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a) については、会社 <u>等</u> の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社 <u>等</u> である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社 <u>等</u> の役員が、他方の会社 <u>等</u> の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社 <u>等</u> の役員が、他方の会社 <u>等</u> の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><u>3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p>	<p>〔参考 4〕簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における公示文及び入札説明書例（土木関係建設コンサルタント業務等の場合） 〔入札説明書例〕</p> <p style="text-align: center;">総合評価落札方式（簡易型） （土木関係建設コンサルタント業務）</p> <p style="text-align: center;">入札説明書</p> <p>（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>① （略）</p> <p>② 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または <u>再生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a) については、会社の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p>

新				旧																							
(2) (略) (3) 入札参加者を指名するための基準 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。 <u>「●」の場合、項目の設定は本編表 3-4 参照。</u></p> <p>【評価ウェイト】について 企業の評価 [資格・実績] = 15% (10~15%) [成績・表彰] = 35% (20~35%) 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (15~20%) [成績・表彰] = 35% (35~45%)</p> </div>				(2) (略) (3) 入札参加者を指名するための基準 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価項目について】 評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウェイト】について 企業の評価 [資格・実績] = 15% (10~15%) [成績・表彰] = 35% (20~35%) 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (15~20%) [成績・表彰] = 35% (35~45%)</p> </div>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>●</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td> ① ○○ ② ○○ </td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	必須・選択	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th>必須・選択</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>◎</td> <td> (様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】 </td> <td> ① ○○ ② ○○ </td> </tr> </tbody> </table>				評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	必須・選択	判断基準	予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト																								
	必須・選択	判断基準																									
予定管理技術者の経験及び能力	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○																								
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト																								
	必須・選択	判断基準																									
予定管理技術者の経験及び能力	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート建造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼建造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	① ○○ ② ○○																								

新				旧							
評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト		
	必須・選択	判断基準				必須・選択	判断基準				
予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	●	(様式-10)【照査技術者を定める業務のみ記載する】 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	数値化しない	予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	○	(様式-10)【照査技術者を定める業務のみ記載する】 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	数値化しない
5. ～7. (略)				5. ～7. (略)							
8. 入札方法等				8. 入札方法等							
(1) ～(2) (略)				(1) ～(2) (略)							
(3) 技術評価点を算出するための基準				(3) 技術評価点を算出するための基準							
<p>【評価項目について】</p> <p>評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。 <u>「●」の場合、項目の設定は本編表3-4参照。</u></p> <p>【評価ウェイト】について</p> <p><1:1の場合> 予定技術者の評価 [資格・実績] = 25% (12.5～25%) [成績・表彰] = 25% (25～37.5%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 50%</p> <p><1:2の場合> 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (7.5～15%) [成績・表彰] = 18% (18～25.5%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 30% (15～30%) 評価テーマに関する技術提案 = 37% (37%～52%)</p>				<p>【評価項目について】</p> <p>評価項目は原則「必須」項目のみとする。 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。 ※ 表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。</p> <p>【評価ウェイト】について</p> <p><1:1の場合> 予定技術者の評価 [資格・実績] = 25% (12.5～25%) [成績・表彰] = 25% (25～37.5%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 50%</p> <p><1:2の場合> 予定技術者の評価 [資格・実績] = 15% (7.5～15%) [成績・表彰] = 18% (18～25.5%) 実施方針・実施フロー・工程表・その他 = 30% (15～30%) 評価テーマに関する技術提案 = 37% (37%～52%)</p>							

新					旧						
評価項目	評価の着目点			技術点		評価項目	評価の着目点			技術点	
	必須・選択	判断基準		管理技術者	(照査技術者)		必須・選択	判断基準		管理技術者	(照査技術者)
予定技術者の経験及び能力 資格要件 技術者資格	●	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		① 〇〇	① 〇〇	◎	(様式-2) 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価する。 ①技術士 博士 ②RCCM 地質調査技士【地質調査分野に適用】 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)【土木関係分野に適用】 コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕に適用】 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕に適用】 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		① 〇〇	① 〇〇	
9. ～10. (略)					9. ～10. (略)						
11. 入札方法等 (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の <u>8</u> に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>108</u> 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。					11. 入札方法等 (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の <u>5</u> に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>105</u> 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。						
12. ～21. (略)					12. ～21. (略)						

新	旧
<p>【参考 5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文例（建築関係） 【公示文例】</p> <p style="text-align: center;">《公募型》簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 参加資格 技術提案書の提出者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>(1) 単体企業</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書参照）</u></p> <p><u>⑥ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。【当該業務が建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、設定を行わないことができる。】</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3. ～ 7. (略)</p>	<p>【参考 5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文例（建築関係） 【公示文例】</p> <p style="text-align: center;">《公募型》簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 参加資格 技術提案書の提出者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>(1) 単体企業</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ (新設)</u></p> <p><u>⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。【当該業務が建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、設定を行わないことができる。】</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3. ～ 7. (略)</p>

新	旧
<p>【参考5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 【説明書例】</p> <p style="text-align: center;">公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の説明書例 (建築関係建設コンサルタント業務の場合)</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務説明書</p> <p>1. 業務の概要【「特記仕様書」の内容と整合させる。】</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 業務実施上の条件</p> <p>① (略)</p> <p>② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと <u>(基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</u></p> <p>1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 <u>又は</u> 子会社の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社 <u>等 (会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)</u> である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし <u>a)</u> については、会社 <u>等</u> の一方が更生会社又は <u>再生</u> 手続が存続中の会社 <u>等</u> である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社 <u>等</u> の役員が、他方の会社 <u>等</u> の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社 <u>等</u> の役員が、他方の会社 <u>等</u> の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><u>3) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その他上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p> <p>③～⑫ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>【参考5】公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 【説明書例】</p> <p style="text-align: center;">公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の説明書例 (建築関係建設コンサルタント業務の場合)</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務説明書</p> <p>1. 業務の概要【「特記仕様書」の内容と整合させる。】</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 業務実施上の条件</p> <p>① (略)</p> <p>② 技術提案書を提出しようとする者の間に、<u>以下</u>の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 <u>または</u> 子会社の一方が更生会社又は <u>更生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし <u>1)</u> については、会社の一方が更生会社又は <u>更生</u> 手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③～⑫ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. (略)</p>

新	旧
<p>3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) 参加表明書の作成要領 参加表明書の様式は、別添○（様式1 -1～5、A4判）に示すとおりとする。</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3） 管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書（<u>建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）</u>）<u>にあつては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。）</u>）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>a) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績をいう。</p> <p>イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。必要に応じて各機関毎に対象となる対象期間を明示すること。】実施^(※)の営繕事業に係る〇〇業務の実績</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。【相互利用をする機関を適宜、追記する。】</p> <p>ロ) (略)</p> <p>b) (略)。</p> <p>7) (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) 参加表明書の作成要領 参加表明書の様式は、別添○（様式1～5、A4判）に示すとおりとする。</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3） 管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>a) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】<u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績をいう。</p> <p>イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【<u>当面は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、必要に応じて業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。その場合、必要に応じて各機関毎に対象となる対象期間を明示すること。</u>】実施^(※)の営繕事業に係る〇〇業務の実績</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。【<u>必要に応じて、相互利用をする機関を適宜、追記する。</u>】</p> <p>ロ) (略)</p> <p>b) (略)。</p> <p>7) (略)</p> <p>②～③ (略)</p>

新	旧																																						
<p>4. 参加表明書の留意事項</p> <p>(1) 作成方法</p> <p>電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>① 配布された様式（様式1-1～様式〇）を基に作成を行うものとする。</p> <p>文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2007形式以下、Microsoft Excel2007形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10形式以下及びPDFファイル形式に限る。【使用する様式、ファイル形式等については適宜、設定すること。】</p> <p>② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。（2つ以上のファイルは認めない。）</p> <p>申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない。）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面（様式-〇）のみを送信すること。</p> <p>1) 郵送する旨の表示</p> <p>2) 郵送する書類の目録</p> <p>3) 郵送する書類のページ数</p> <p>4) 発送年月日</p> <p>③～④ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>5. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">資格</td> <td rowspan="4">専門分野の技術者資格</td> <td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	技術者	△△		◇◇	<p>4. 参加表明書の留意事項</p> <p>(1) 作成方法</p> <p>電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>① 配布された様式（様式1～様式〇）を基に作成を行うものとする。</p> <p>文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2007形式以下、Microsoft Excel2007形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10形式以下及びPDFファイル形式に限る。【使用する様式、ファイル形式等については適宜、設定すること。】</p> <p>② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。（2つ以上のファイルは認めない。）</p> <p>申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない。）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面（様式-17）のみを送信すること。</p> <p>1) 郵送する旨の表示</p> <p>2) 郵送する書類の目録</p> <p>3) 郵送する書類のページ数</p> <p>4) 発送年月日</p> <p>③～④ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>5. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">資格</td> <td rowspan="4">専門分野の技術者資格</td> <td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	技術者	△△		◇◇
評価項目		評価の着目点				評価のウェイト																																	
	判断基準																																						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																			
			主任担当	◎◎																																			
			技術者	△△																																			
				◇◇																																			
評価項目	評価の着目点			評価のウェイト																																			
	判断基準																																						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																			
			主任担当	◎◎																																			
			技術者	△△																																			
				◇◇																																			

新					旧						
評価項目	評価の着目点			評価の		評価項目	評価の着目点			評価の	
	判断基準			ウエイト			判断基準			ウエイト	
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。		管理技術者	〇〇	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。		管理技術者	〇〇
		① 同種業務の実績がある。	主任担当	◎◎	〇〇			① 同種業務の実績がある。	主任担当	◎◎	〇〇
		② 類似業務の実績がある。	技術者	△△	〇〇			② 類似業務の実績がある。	技術者	△△	〇〇
		上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。		◇◇	〇〇			上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。		◇◇	〇〇
		●管理技術者の場合						●管理技術者の場合			
		① 管理技術者又はこれに準ずる立場						① 管理技術者又はこれに準ずる立場			
		② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場						② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場			
		③ 担当技術者又はこれに準ずる立場						③ 担当技術者又はこれに準ずる立場			
		●主任担当技術者の場合						●主任担当技術者の場合			
		① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場						① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場			
		② 担当技術者又はこれに準ずる立場						② 担当技術者又はこれに準ずる立場			
	平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u> ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。		管理技術者	〇〇		平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u> ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。		管理技術者	〇〇
		① 00点以上の実績がある。(加点)	主任担当	◎◎	〇〇			① 00点以上の実績がある。(加点)	主任担当	◎◎	〇〇
		② ①、④以外の実績がある。(加点)	技術者	△△	〇〇			② ①、④以外の実績がある。(加点)	技術者	△△	〇〇
		③ 実績が無い。(0点)		◇◇	〇〇			③ 実績が無い。(0点)		◇◇	〇〇
		④ 00点未満の実績がある。(減点)						④ 00点未満の実績がある。(減点)			
合計					〇〇	合計					〇〇
(略)						(略)					
6. (略)						6. (略)					

新	旧																																						
<p>7. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。</p> <p><u>また、1. (6)の条件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。</u></p> <p>(2) 技術提案書の作成要領</p> <p>技術提案書の様式は、別添○（様式 2、3）及び別添○（様式<u>1-2</u>、6、7）に示すとおりとする。</p> <p>ただし、別添○（様式 2、3）については、参加表明書時に提出したものに下記(3)①8)CPD取得単位の状況について追記し、提出すること。【別記標準例を参考として、別添○を作成すること。ただし、参加表明書に求めた情報を技術提案書に重複して求めてはならない。】</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>8. 技術提案書の留意事項</p> <p>(1) <u>作成</u>方法</p> <p>別添様式（様式<u>1-2</u>～様式○）を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項は 4. (1)作成方法と同様とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">資格</td> <td rowspan="4">専門分野の技術者資格</td> <td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	技術者	△△		◇◇	<p>7. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。</p> <p>(2) 技術提案書の作成要領</p> <p>技術提案書の様式は、別添○（様式 2、3）及び別添○（様式 6、7）に示すとおりとする。</p> <p>ただし、別添○（様式 2、3）については、参加表明書時に提出したものに下記(3)①8)CPD取得単位の状況について追記し、提出すること。【別記標準例を参考として、別添○を作成すること。ただし、参加表明書に求めた情報を技術提案書に重複して求めてはならない。】</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>8. 技術提案書の留意事項</p> <p>(1) <u>提出</u>方法</p> <p>別添様式（様式○～様式○）を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項は 4. (1)作成方法と同様とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">資格</td> <td rowspan="4">専門分野の技術者資格</td> <td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	技術者	△△		◇◇
評価項目		評価の着目点				評価のウェイト																																	
	判断基準																																						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																			
			主任担当	◎◎																																			
			技術者	△△																																			
				◇◇																																			
評価項目	評価の着目点			評価のウェイト																																			
	判断基準																																						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																			
			主任担当	◎◎																																			
			技術者	△△																																			
				◇◇																																			

新				旧							
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇		
	に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)		主任担当	◎◎		〇〇	に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)		主任担当	◎◎	〇〇
			技術者	△△		〇〇			技術者	△△	〇〇
平成〇〇年〇〇月〇〇日 ^{から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで} ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ^{以降} ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	管理技術者	〇〇		
CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者	〇〇	CPD	CPD取得単位を評価。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	〇〇	
			主任担当				◎◎	〇〇	技術者	△△	〇〇
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。) ^(※3)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	〇〇	業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。) ^(※3)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	〇〇	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	〇〇	
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	〇〇	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	〇〇	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	〇〇
		②	テーマ②について、同上。						〇〇		
		③	テーマ③について、同上。						〇〇		
合計			〇〇	合計			〇〇	合計		〇〇	

新	旧
<p>(略)</p> <p>10. ～15. (略)</p> <p>16. その他の留意事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。</p> <p>また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・<u>業務</u>説明書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他、未提出又は不備がある場合 <p>(9)～(21) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>10. ～15. (略)</p> <p>16. その他の留意事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。</p> <p>また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・<u>入札</u>説明書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他、未提出又は不備がある場合 <p>(9)～(21) (略)</p>

新	旧
<p>〔参考5〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>(様式1 <u>-1</u>)</p> <p style="text-align: center;">参加表明書</p> <p>(略)</p> <p>注) 紙入札 <u>方式</u>による場合は代表者印を押印して下さい。</p> <p>(様式2) 管理技術者の経歴等</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績 </div> <p>(略)</p> <p>(様式3-〇) 各主任担当技術者の経歴等</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績 </div> <p>(略)</p> <p>(様式4)～(様式5) (略)</p> <p>(様式1 <u>-2</u>)</p> <p style="text-align: center;">技術提案書</p> <p>(略)</p> <p><u>注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印して下さい。</u></p> <p>(様式6)～(様式7) (略)</p>	<p>〔参考5〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">参加表明書</p> <p>(略)</p> <p>注) 紙入札による場合は代表者印を押印して下さい。</p> <p>(様式2) 管理技術者の経歴等</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績 </div> <p>(略)</p> <p>(様式3-〇) 各主任担当技術者の経歴等</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績 </div> <p>(略)</p> <p>(様式4)～(様式5) (略)</p> <p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">技術提案書</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(様式6)～(様式7) (略)</p>

(下線部分が改正部分)

新	旧
<p>〔参考5〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領（案）〕</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領（案）</p> <p>本業務に係る参加表明書及び技術提案書の評価については、業務説明書の内容（評価ウェイト等）及び以下により行う。</p> <p>1. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術<u>提案書</u>の提出者の組織に属していない場合。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>2. 資格及び技術力</p> <p>(1) 各項目の評価</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注業務の成績</p> <p>過去の国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。必要に応じて各機関毎に対象となる期間を明示すること。】実施（※）の営繕事業に係る〇〇業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。なお、実績がない場合は加点、減点はしない。</p> <p>(略)</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省地方整備局長、国土交通省営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局営繕部、国土交通省営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。<u>【相互利用をする機関を適宜、追記する。】</u></p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>〔参考5〕公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領（案）〕</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領（案）</p> <p>本業務に係る参加表明書及び技術提案書の評価については、業務説明書の内容（評価ウェイト等）及び以下により行う。</p> <p>1. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術<u>資料</u>の提出者の組織に属していない場合。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>2. 資格及び技術力</p> <p>(1) 各項目の評価</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注業務の成績</p> <p>過去の国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【<u>当方は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、必要に応じて業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。その場合、必要に応じて各機関毎に対象となる期間を明示すること。</u>】実施（※）の営繕事業に係る〇〇業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。なお、実績がない場合は加点、減点はしない。</p> <p>(略)</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省地方整備局長、国土交通省営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局営繕部、国土交通省営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。</p> <p>④～⑥ (略)</p>

(下線部分が改正部分)

新	旧
<p>3. 業務実施方針及び手法</p> <p>提出された技術<u>提案書</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. 業務実施方針及び手法</p> <p>提出された技術<u>資料</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>4. (略)</p>

新	旧
<p>〔参考6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔提出要請書例〕</p> <p style="text-align: center;">標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例 （建築関係建設コンサルタント業務の場合）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出要請書</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技術提案書の作成要領 技術提案書の様式は、別添〇（様式1～5、A4判）に示すとおりとする。</p> <p>(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3） 管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書（<u>建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）にあっては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。）</u>）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>a) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績をいう。</p>	<p>〔参考6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔提出要請書例〕</p> <p style="text-align: center;">標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例 （建築関係建設コンサルタント業務の場合）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書提出要請書</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技術提案書<u>書</u>の作成要領 技術提案書の様式は、別添〇（様式1～5、A4判）に示すとおりとする。</p> <p>(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3） 管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p> <p>6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>a) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】<u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績をいう。</p>

新	旧
<p>イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。必要に応じて各機関毎に対象となる対象期間を明示すること。】実施^(※)の営繕事業に係る〇〇業務の実績</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。【相互利用をする機関を適宜、追記する。】</p> <p>ロ) (略)</p> <p>ハ) (略)</p> <p>ニ) (略)</p> <p>ホ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>4. 技術提案書の提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。(2つ以上のファイルは認めない。)</p> <p>申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式(電子入札システムとの分割は認めない。)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面(様式-〇)のみを送信すること。</p> <p>1) 郵送する旨の表示</p> <p>2) 郵送する書類の目録</p> <p>3) 郵送する書類のページ数</p> <p>4) 発送年月日</p> <p>③~④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【<u>当面は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、必要に応じて業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。その場合、必要に応じて各機関毎に対象となる対象期間を明示すること。</u>】実施^(※)の営繕事業に係る〇〇業務の実績</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。【<u>必要に応じて、相互利用をする機関を適宜、追記する。</u>】</p> <p>ロ) (略)</p> <p>ハ) (略)</p> <p>ニ) (略)</p> <p>ホ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>ヘ) (略)</p> <p>4. 技術提案書の提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。(2つ以上のファイルは認めない。)</p> <p>申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式(電子入札システムとの分割は認めない。)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面(様式-17)のみを送信すること。</p> <p>1) 郵送する旨の表示</p> <p>2) 郵送する書類の目録</p> <p>3) 郵送する書類のページ数</p> <p>4) 発送年月日</p> <p>③~④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新					旧						
5. 技術提案書を特定するための評価基準					5. 技術提案書を特定するための評価基準						
(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウェイトは、以下のとおりである。					(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウェイトは、以下のとおりである。						
【標準評価項目】					【標準評価項目】						
評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇		
			主任担当	◎◎				〇〇	主任担当	◎◎	〇〇
			技術者	△△				〇〇	技術者	△△	〇〇
				◇◇				〇〇		◇◇	〇〇
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇		
			主任担当	◎◎				〇〇	主任担当	◎◎	〇〇
			技術者	△△				〇〇	技術者	△△	〇〇
				◇◇				〇〇		◇◇	〇〇
CPD	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	CPD	平成〇〇年〇〇月〇〇日 以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇		
			主任担当	◎◎				〇〇	主任担当	◎◎	〇〇
			技術者	△△				〇〇	技術者	△△	〇〇
				◇◇				〇〇		◇◇	〇〇

新				旧			
評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準				判断基準		
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。（※3））	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	〇〇	業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。（※3））	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	〇〇
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	〇〇	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	〇〇	〇〇
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。（※3））	評価テーマに対する技術提案	① テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	〇〇	業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。（※3））	評価テーマに対する技術提案	① テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	〇〇
		② テーマ②について、同上。	〇〇			② テーマ②について、同上。	〇〇
		③ テーマ③について、同上。	〇〇			③ テーマ③について、同上。	〇〇
合計			〇〇	合計			〇〇
<p>(略)</p> <p>※技術提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める<u>期間内に同条に定める</u>定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>				<p>(略)</p> <p>※技術提案書提出時点において建築士法第22条の2に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</p> <p>【業務内容に応じて、適宜分担業務分野、評価する資格を追加、削除、変更すること。】</p>			
6. ～10. (略)				6. ～10. (略)			
11. その他の留意事項				11. その他の留意事項			
(1) ～(3) (略)				(1) ～(3) (略)			
<u>(4) 技術提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、当該提出者の技術提案書を無効とする。</u>				<u>(4) (新設)</u>			
① 資本関係				① 資本関係			
<u>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。</u>				<u>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。</u>			

新	旧
<p><u>1) 親会社と子会社の関係にある場合</u> <u>2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</u></p> <p>② 人的関係 <u>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</u> <u>1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</u> <u>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</u></p> <p>③ <u>その他特定手続の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p> <p>(5) 提出期限までに技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。</p> <p>(6) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(7) 技術提案書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。 また、提出された技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。 ・技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・提出要請書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他、未提出又は不備がある場合</p> <p>(8) 技術提案書の取扱い ①～③ （略）</p> <p>(9) 提出期限以降における技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。 【「特記仕様書」にも記載すること。】</p> <p>(10) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。</p> <p>(11) 特記仕様書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を 3 点減ずる等の措置を行う。</p> <p>(12) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。</p>	<p>(4) 提出期限までに技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。</p> <p>(5) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。 また、提出された技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。 ・技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・提出要請書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他、未提出又は不備がある場合</p> <p>(7) 技術提案書の取扱い ①～③ （略）</p> <p>(8) 提出期限以降における技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。 【「特記仕様書」にも記載すること。】</p> <p>(9) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。</p> <p>(10) 特記仕様書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を 3 点減ずる等の措置を行う。</p> <p>(11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。</p>

新	旧
<p>(13) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（○○○○○実施設計業務）【関連業務（実施設計、意図伝達業務等）を随意契約する場合には『有（業務名）』とし、無しの場合は『無』と記載すること。】</p> <p>(14) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。</p> <p>(15) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページで公開している。</p> <p>(16) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。 ①～② （略） ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、2. 担当部局へ連絡すること。</p> <p>(17) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。 この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。 ①～⑧ （略）</p> <p>(18) 当該業務の手続きにおいて特定するものが決定した場合には、速やかに各技術提案提出者の技術評価点を公表するものとする。</p> <p>(19) 当該業務の成績評定の業務評価点については、業務履行完了後、速やかに業務評定点を当該業務へ通知するとともに、公表（PUBDIS登録を含む。）するものとする。</p> <p>(20) その他 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。</p>	<p>(12) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（○○○○○実施設計業務）【関連業務（実施設計、意図伝達業務等）を随意契約する場合には『有（業務名）』とし、無しの場合は『無』と記載すること。】</p> <p>(13) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。</p> <p>(14) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページで公開している。</p> <p>(15) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。 ①～② （略） ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、2. 担当部局へ連絡すること。</p> <p>(16) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。 この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。 ①～⑧ （略）</p> <p>(17) 当該業務の手続きにおいて特定するものが決定した場合には、速やかに各技術提案提出者の技術評価点を公表するものとする。</p> <p>(18) 当該業務の成績評定の業務評価点については、業務履行完了後、速やかに業務評定点を当該業務へ通知するとともに、公表（PUBDIS登録を含む。）するものとする。</p> <p>(19) その他 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。</p>

新	旧
<p>〔参考6〕標準型プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式1）</p> <p style="text-align: center;">技術提案書</p> <p>（略）</p> <p><u>注）紙入札方式による場合は代表者印を押印して下さい。</u></p> <p>（様式2） 管理技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>（略）</p> <p>（様式3-〇） 各主任担当技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>（略）</p> <p>（様式4）～（様式7） （略）</p>	<p>〔参考6〕標準型プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔様式標準例〕</p> <p>（様式1）</p> <p style="text-align: center;">技術提案書</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（様式2） 管理技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>（略）</p> <p>（様式3-〇） 各主任担当技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>（略）</p> <p>（様式4）～（様式7） （略）</p>

新	旧
<p>〔参考 6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書評価要領（案）〕</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書評価要領（案）</p> <p>本業務に係る技術提案書の評価については、業務説明書の内容（評価ウェイト等）及び以下により行う。</p> <p>1. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術提案書の提出者の組織に属していない場合。</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>2. 資格及び技術力</p> <p>(1) 各項目の評価</p> <p>① 専門分野の技術者資格</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) 技術提案書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。 【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</p> <p>② （略）</p> <p>③ 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで【標準として過去 5 年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注業務の成績</p> <p>過去の国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。必要に応じて各機関毎に対象となる期間を明示すること。】実施（※）の営繕事業に係る〇〇業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。なお、実績がない場合は加点、減点はしない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>〔参考 6〕標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例（建築関係） 〔〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書評価要領（案）〕</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇設計業務 技術提案書評価要領（案）</p> <p>本業務に係る技術提案書の評価については、業務説明書の内容（評価ウェイト等）及び以下により行う。</p> <p>1. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術資料の提出者の組織に属していない場合。</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>2. 資格及び技術力</p> <p>(1) 各項目の評価</p> <p>① 専門分野の技術者資格</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) 技術提案書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</p> <p>② （略）</p> <p>③ 平成〇〇年〇〇月〇〇日以降【標準として過去 5 年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注業務の成績</p> <p>過去の国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【当面は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、必要に応じて業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。その場合、必要に応じて各機関毎に対象となる期間を明示すること。】実施（※）の営繕事業に係る〇〇業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。なお、実績がない場合は加点、減点はしない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

新	旧
<p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省地方整備局長、国土交通省営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局営繕部、国土交通省営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。<u>【相互利用をする機関を適宜、追記する。】</u></p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>3. 業務実施方針及び手法</p> <p>提出された技術<u>提案書</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>（略）</p> <p>4. （略）</p>	<p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省地方整備局長、国土交通省営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局営繕部、国土交通省営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>3. 業務実施方針及び手法</p> <p>提出された技術<u>資料</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>（略）</p> <p>4. （略）</p>

新	旧
<p>〔参考 7〕簡易公募型総合評価落札方式における公示文例（建築関係） 〔公示文例〕</p> <p>簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示 （建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>① 単体企業</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p><u>5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）</u></p> <p>6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。【当該業務が建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、設定を行わないことができる。】</p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3. 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 落札者の決定方法</p> <p>入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。</p> <p>①～② （略）</p>	<p>〔参考 7〕簡易公募型総合評価落札方式における公示文例（建築関係） 〔公示文例〕</p> <p>簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示 （建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））</p> <p>（略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 指名されるために必要な要件</p> <p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。</p> <p>① 単体企業</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p><u>5) （新設）</u></p> <p>5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。【当該業務が建築士法第 3 条に規定されている一級建築士でなければならない設計業務の場合に記載する。それ以外の場合は業務内容に応じて適宜、設定すること。ただし、業務内容によっては、設定を行わないことができる。】</p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3. 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 落札者の決定方法</p> <p>入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。</p> <p>①～② （略）</p>

新	旧
<p>(2) 総合評価の方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 技術評価点の算出方法 技術提案書の内容に応じ、下記 1)、2) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、3) の評価項目に加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は60点とする。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>【標準型の場合は、下記の文章に差し替える。】</p> <p>≪技術評価点の算出方法 技術提案書の内容に応じ、下記 1)、2)、3) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、4) の評価項目に加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は60点とする。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>4. 入札手続等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 入札説明書は、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ又は電子入札システムから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又は電送による入手申し込みは認めない。 交付期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）【公示日】から平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）【技術提案書提出日の前日】までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、00 時 00 分から 00 時 00 分までとする。【各地方整備局の執務時間】 入手方法：国土交通省〇〇地方整備局ホームページの「国土交通省〇〇地方整備局の発注情報／発注公告・業務の発注情報について」で入手可能（アドレス：〇〇） 交付場所：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 国土交通省〇〇地方整備局 総務部契約課〇〇係【契約担当課】 TEL 000-000-0000(代) (内線 0000) FAX 000-000-0000</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(2) 総合評価の方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 技術評価点の算出方法 技術資料の内容に応じ、下記 1)、2) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、3) の評価項目に加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は60点とする。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>【標準型の場合は、下記の文章に差し替える。】</p> <p>≪技術評価点の算出方法 技術資料の内容に応じ、下記 1)、2)、3) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、4) の評価項目に加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は60点とする。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>4. 入札手続等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 入札説明書は、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ又は電子入札システムから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又は電送による入手申し込みは認めない。 交付期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）【公示日】から平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）【技術資料提出日の前日】までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、00 時 00 分から 00 時 00 分までとする。【各地方整備局の執務時間】 入手方法：国土交通省〇〇地方整備局ホームページの「国土交通省〇〇地方整備局の発注情報／発注公告・業務の発注情報について」で入手可能（アドレス：〇〇） 交付場所：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 国土交通省〇〇地方整備局 総務部契約課〇〇係【契約担当課】 TEL 000-000-0000(代) (内線 0000) FAX 000-000-0000</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

新	旧
<p>(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法 提出期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【技術提案書の提出期限】16 時 00 分 ただし、紙入札方式による場合は、同日の 00 時 00 分【各地方整備局の執務時間】 提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>5. ～ 6. (略)</p>	<p>(5) 技術資料の提出期限、提出場所及び提出方法 提出期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【技術資料の提出期限】16 時 00 分 ただし、紙入札方式による場合は、同日の 00 時 00 分【各地方整備局の執務時間】 提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>5. ～ 6. (略)</p>

新	旧
<p>〔参考 7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔説明書例〕</p> <p>総合評価落札方式（標準型・簡易型）の説明書例 （建築関係建設コンサルタント業務等の場合）</p> <p>（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 入札参加者に要求される資格</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（<u>基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。</u>）。</p> <p>① 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。</u>）である場合は除く。</p> <p>1) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし 1) については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <p>1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③ <u>その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 管理技術者及び主たる分担業務分野^(※3)（総合分野【業務内容に応じて適宜、設定すること。】）の主任担当技術者^(※2)は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。【業務内容により兼任を認める必要性が高いと判断される場合は、当該分野のうち主要な分担業務分野についてのみ、担当主任技術者の技術提案書への記載を求める。】</p>	<p>〔参考 7〕簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 〔説明書例〕</p> <p>総合評価落札方式（標準型・簡易型）の説明書例 （建築関係建設コンサルタント業務等の場合）</p> <p>（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 入札参加者に要求される資格</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 技術資料を提出しようとする者の間に、<u>以下</u>の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>① 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>1) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし 1) については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③ （新設）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 管理技術者及び主たる分担業務分野^(※3)（総合分野【業務内容に応じて適宜、設定すること。】）の主任担当技術者^(※2)は、参加表明書及び技術資料の提出者の組織に所属していること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。【業務内容により兼任を認める必要性が高いと判断される場合は、当該分野のうち主要な分担業務分野についてのみ、担当主任技術者の技術資料への記載を求める。】</p>

新	旧
<p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) ○○分野、△△分野において、参加表明書及び技術<u>提案書</u>の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術<u>提案書</u>の提出者の協力事務所となっていないこと。【対象となる分担業務分野は、原則として主任担当技術者の記載を求める分野とするが、各地方整備局等管内において、当該分野の業務を実施できる協力事務所が極めて少ないと判断される場合はこの限りではない。業務内容に応じて適宜、設定すること。】</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>注：※1～※2 (略)</p> <p>※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術<u>提案書</u>の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別添○（様式5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) 参加表明書の作成要領</p> <p>参加表明書の様式は、別添○（様式1 <u>-1</u>～5、A4判）に示すとおりとする。</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 平成○○年○○月○○日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書（<u>建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）にあっては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。）</u>）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術<u>提案書</u>にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p>	<p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) ○○分野、△△分野において、参加表明書及び技術<u>資料</u>の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術<u>資料</u>の提出者の協力事務所となっていないこと。【対象となる分担業務分野は、原則として主任担当技術者の記載を求める分野とするが、各地方整備局等管内において、当該分野の業務を実施できる協力事務所が極めて少ないと判断される場合はこの限りではない。業務内容に応じて適宜、設定すること。】</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>注：※1～※2 (略)</p> <p>※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術<u>資料</u>の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別添○（様式5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(1) 参加表明書の作成要領</p> <p>参加表明書の様式は、別添○（様式1～5、A4判）に示すとおりとする。</p> <p>(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）</p> <p>管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 平成○○年○○月○○日以降【標準として過去10年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDISの業務カルテ情報に登録されている場合は、技術<u>資料</u>にPUBDISの業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。</p>

新	旧
<p>6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>a) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績をいう。</p> <p>イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。必要に応じて各機関毎に対象となる対象期間を明示すること。】実施(※)の営繕事業に係る〇〇業務の実績</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。【相互利用をする機関を適宜、追記する。】</p> <p>ロ) (略)</p> <p>b) (略)</p> <p>7) (略)</p> <p>【評価項目を追加する場合は、各項目についての説明を記載すること。以下に例を示す。】</p> <p>◀・過去の受賞歴</p> <p>過去に携わった建築関係建設コンサルタント業務のうち、受賞歴があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造、設計共同体の場合は構成員を記載する。なお、対象施設が完成していない場合（設計競技の入選（佳作を含む。）作品等を含む。）も対象とする。技術<u>提案書</u>の提出時に技術者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。▶</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>技術<u>提案書</u>の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を様式に従い記載すること。</p> <p>1)～8) (略)</p>	<p>6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> <p>a) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注の業務実績」とは、以下のイ)、ロ)全ての項目に該当する業務実績をいう。</p> <p>イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>【標準として過去5年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【<u>当面は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、必要に応じて業務成績を相互利用する発注機関名を追加する。その場合、必要に応じて各機関毎に対象となる対象期間を明示すること。</u>】実施(※)の営繕事業に係る〇〇業務の実績</p> <p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。【<u>必要に応じて相互利用をする機関を適宜、追記する。</u>】</p> <p>ロ) (略)</p> <p>b) (略)</p> <p>7) (略)</p> <p>【評価項目を追加する場合は、各項目についての説明を記載すること。以下に例を示す。】</p> <p>◀・過去の受賞歴</p> <p>過去に携わった建築関係建設コンサルタント業務のうち、受賞歴があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造、設計共同体の場合は構成員を記載する。なお、対象施設が完成していない場合（設計競技の入選（佳作を含む。）作品等を含む。）も対象とする。技術<u>資料</u>の提出時に技術者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。▶</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 新たな分担業務分野の追加（様式5）</p> <p>技術<u>資料</u>の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を様式に従い記載すること。</p> <p>1)～8) (略)</p>

新	旧																																																																																																																																																		
<p>7. 入札参加者を指名するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、評価の着目点、並びに評価のウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格</td> <td>専門分野の技術者資格</td> <td>各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術力</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※1)に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)</td> <td>以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで^(※2)に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)</td> <td>以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">合計</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇				主任担当	◎◎ 〇〇				技術者	△△ 〇〇					◇◇ 〇〇	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇				主任担当	◎◎ 〇〇				技術者	△△ 〇〇					◇◇ 〇〇		平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇				主任担当	◎◎ 〇〇				技術者	△△ 〇〇					◇◇ 〇〇	合計				〇〇	<p>7. 入札参加者を指名するための基準</p> <p>(1) 参加表明書の評価項目、評価の着目点、並びに評価のウェイトは、以下のとおりである。</p> <p>【標準評価項目】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格</td> <td>専門分野の技術者資格</td> <td>各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>技術力</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※1)に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)</td> <td>以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日以降^(※2)に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)</td> <td>以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主任担当</td> <td>◎◎ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者</td> <td>△△ 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◇◇ 〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">合計</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇				主任担当	◎◎ 〇〇				技術者	△△ 〇〇					◇◇ 〇〇	技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇				主任担当	◎◎ 〇〇				技術者	△△ 〇〇					◇◇ 〇〇		平成〇〇年〇〇月〇〇日 以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇				主任担当	◎◎ 〇〇				技術者	△△ 〇〇					◇◇ 〇〇	合計				〇〇
評価項目		評価の着目点				評価のウェイト																																																																																																																																													
	判断基準																																																																																																																																																		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																																																																																																																															
			主任担当	◎◎ 〇〇																																																																																																																																															
			技術者	△△ 〇〇																																																																																																																																															
				◇◇ 〇〇																																																																																																																																															
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇																																																																																																																																															
			主任担当	◎◎ 〇〇																																																																																																																																															
			技術者	△△ 〇〇																																																																																																																																															
				◇◇ 〇〇																																																																																																																																															
	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇																																																																																																																																															
			主任担当	◎◎ 〇〇																																																																																																																																															
			技術者	△△ 〇〇																																																																																																																																															
				◇◇ 〇〇																																																																																																																																															
合計				〇〇																																																																																																																																															
評価項目	評価の着目点			評価のウェイト																																																																																																																																															
	判断基準																																																																																																																																																		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																																																																																																																															
			主任担当	◎◎ 〇〇																																																																																																																																															
			技術者	△△ 〇〇																																																																																																																																															
				◇◇ 〇〇																																																																																																																																															
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇																																																																																																																																															
			主任担当	◎◎ 〇〇																																																																																																																																															
			技術者	△△ 〇〇																																																																																																																																															
				◇◇ 〇〇																																																																																																																																															
	平成〇〇年〇〇月〇〇日 以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価 (複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇																																																																																																																																															
			主任担当	◎◎ 〇〇																																																																																																																																															
			技術者	△△ 〇〇																																																																																																																																															
				◇◇ 〇〇																																																																																																																																															
合計				〇〇																																																																																																																																															

新	旧
<p>8. 参加表明書の提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>① 配布された様式（様式 1 - 1 ~ 様式 O）を基に作成を行うものとする。</p> <p>文字サイズは 10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2007 形式以下、Microsoft Excel2007 形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10 形式以下及び P D F ファイル形式に限る。【使用する様式、ファイル形式等については適宜、設定すること。】</p> <p>② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量 3 MB 以内とすること。（2 つ以上のファイルは認めない。）</p> <p>申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない。）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面（様式 - O）のみを送信すること。</p> <p>1) ~ 4) (略)</p> <p>③ ~ ④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答</p> <p>(1) 質問は、①の期間内に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による参加希望者は、②に、③の期間内に書面（書式自由、ただし規格は A 4 判）により行うものとし、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）</p> <p>① 電子入札システムによる受付期間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【公示日】から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【技術提案書提出期限日の 4 日前（休日を除く。）】までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 紙入札方式による受付期間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【公示日】00 時 00 分【各地方整備局の執務時間】から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【技術提案書提出期限日の 8 日前】00 時 00 分【各地方整備局の執務時間】まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から 7 日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が 7 日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。</p>	<p>8. 参加表明書の提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>① 配布された様式（様式 1 ~ 様式 O）を基に作成を行うものとする。</p> <p>文字サイズは 10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2007 形式以下、Microsoft Excel2007 形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10 形式以下及び P D F ファイル形式に限る。【使用する様式、ファイル形式等については適宜、設定すること。】</p> <p>② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量 3 MB 以内とすること。（2 つ以上のファイルは認めない。）</p> <p>申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない。）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面（様式 - 17）のみを送信すること。</p> <p>1) ~ 4) (略)</p> <p>③ ~ ④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答</p> <p>(1) 質問は、①の期間内に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による参加希望者は、②に、③の期間内に書面（書式自由、ただし規格は A 4 判）により行うものとし、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）</p> <p>① 電子入札システムによる受付期間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【公示日】から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【技術資料提出期限日の 4 日前（休日を除く。）】までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 紙入札方式による受付期間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【公示日】00 時 00 分【各地方整備局の執務時間】から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）【技術資料提出期限日の 8 日前】00 時 00 分【各地方整備局の執務時間】まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から 7 日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が 7 日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。</p>

新	旧																																						
<p>① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の 2 日前 技術提案書に係る質問に対する回答：技術提案書提出期限日の 3 日前 【最終回答期限は上記のとおりであるが、原則、質問を受理したら速やかに回答すること。】</p> <p>11. 総合評価に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合評価の方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 技術評価点の算出方法 技術提案書の内容に応じ、下記 1)、2) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、3) の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は 60 点とし、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>【標準型の場合は、下記の文章に差し替える。】 ≪技術評価点の算出方法 技術提案書の内容に応じ、下記 1)、2)、3) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、4) の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は 60 点とし、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 技術評価点を算出するための基準 技術提案書の内容について、以下の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。 なお、「② 実施方針など」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。</p> <p>① 予定技術者の経験及び能力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">資格</td> <td rowspan="4">専門分野の技術者資格</td> <td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	技術者	△△		◇◇	<p>① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の 2 日前 技術資料に係る質問に対する回答：技術資料提出期限日の 3 日前 【最終回答期限は上記のとおりであるが、原則、質問を受理したら速やかに回答すること。】</p> <p>11. 総合評価に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合評価の方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 技術評価点の算出方法 技術資料の内容に応じ、下記 1)、2) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、3) の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は 60 点とし、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>【標準型の場合は、下記の文章に差し替える。】 ≪技術評価点の算出方法 技術資料の内容に応じ、下記 1)、2)、3) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、4) の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。 なお、技術評価点の最高点数は 60 点とし、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 技術評価点を算出するための基準 技術資料の内容について、以下の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。 なお、「② 実施方針など」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。</p> <p>① 予定技術者の経験及び能力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト</th> </tr> <tr> <th colspan="3">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">資格</td> <td rowspan="4">専門分野の技術者資格</td> <td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主任担当</td> <td>◎◎</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇◇</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	判断基準			資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇	主任担当	◎◎	技術者	△△		◇◇
評価項目		評価の着目点				評価のウェイト																																	
	判断基準																																						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																			
			主任担当	◎◎																																			
			技術者	△△																																			
				◇◇																																			
評価項目	評価の着目点			評価のウェイト																																			
	判断基準																																						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	〇〇																																			
			主任担当	◎◎																																			
			技術者	△△																																			
				◇◇																																			

新					旧				
評価項目	評価の着目点			評価のウエイト	評価項目	評価の着目点			評価のウエイト
	判断基準					判断基準			
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降 ^(※1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	〇〇	〇〇
			主任担当	◎◎			〇〇		
			技術者	△△			〇〇		
				◇◇			〇〇		
CPD	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日 以降 ^(※2) に契約履行が完了した〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、相互利用する機関名を追記する。）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 00点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 00点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	〇〇	〇〇
			主任担当	◎◎			〇〇		
			技術者	△△			〇〇		
				◇◇			〇〇		
合計				〇〇	合計				〇〇

(略)

②～③ (略)

(4) (略)

(略)

②～③ (略)

(4) (略)

新	旧
<p>。 1)～3) (略)</p> <p>4) 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。≫</p> <p>【既存資料の閲覧を認める場合に、記載する。】</p> <p>≪(4) (略)≫</p> <p>13. 技術提案書の提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 作成方法 別添様式（様式1-2～様式○）を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項は8.(1)と同様とする。</p> <p>(2) 提出期限、提出場所及び提出方法 提出期限：平成○○年○○月○○日（○）【技術提案書の提出期限】00時00分。 ただし、紙入札方式による場合は、同日の00時00分。【各地方整備局の執務時間】 提出場所：紙入札方式による場合は、5. 担当部局に同じ。 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、電送又は電子メールによる。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）</p> <p>14. ～15. (略)</p> <p>16. 入札方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>17. ～25. (略)</p> <p>26. その他の留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>と。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) 技術資料の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。≫</p> <p>【既存資料の閲覧を認める場合に、記載する。】</p> <p>≪(4) (略)≫</p> <p>13. 技術提案書の提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 提出方法 別添様式（様式○～様式○）を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項は8.(1)と同様とする。</p> <p>(2) 提出期限、提出場所及び提出方法 提出期限：平成○○年○○月○○日（○）【技術資料の提出期限】00時00分。 ただし、紙入札方式による場合は、同日の00時00分。【各地方整備局の執務時間】 提出場所：紙入札方式による場合は、5. 担当部局に同じ。 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、電送又は電子メールによる。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）</p> <p>14. ～15. (略)</p> <p>16. 入札方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>17. ～25. (略)</p> <p>26. その他の留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

新	旧
<p>)</p> <p>(7) 参加表明書及び技術<u>提案書</u>に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書又は技術<u>提案書</u>を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。</p> <p>また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他未提出又は不備がある場合 <p>(8) 参加表明書及び技術<u>提案書</u>の取扱い</p> <p>① 提出された参加表明書及び技術<u>提案書</u>を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。</p> <p>② 落札者以外の者が提出した技術<u>提案書</u>は、電子入札システムにより提出した場合には電子入札システムから技術<u>提案書</u>を削除する。紙入札方式により提出した場合には、〇〇地方整備局において廃棄するものとするが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術<u>提案書</u>に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。</p> <p>③ 提出された参加表明書及び技術<u>提案書</u>は、落札者の決定以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>(9) 参加表明書及び技術<u>提案書</u>の提出後において、原則として参加表明書及び技術<u>提案書</u>に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術<u>提案書</u>に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。【特記仕様書にも記載すること】</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) その他</p> <p>技術<u>提案書</u>の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。</p>	<p>略)</p> <p>(7) 参加表明書及び技術<u>資料</u>に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書又は技術<u>資料</u>を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。</p> <p>また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合 ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合 ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合 ・白紙である場合 ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合 ・発注者名に誤りがある場合 ・発注案件名に誤りがある場合 ・提出業者名に誤りがある場合 ・その他未提出又は不備がある場合 <p>(8) 参加表明書及び技術<u>資料</u>の取扱い</p> <p>① 提出された参加表明書及び技術<u>資料</u>を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。</p> <p>② 落札者以外の者が提出した技術<u>資料</u>は、電子入札システムにより提出した場合には電子入札システムから技術<u>資料</u>を削除する。紙入札方式により提出した場合には、〇〇地方整備局において廃棄するものとするが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術<u>資料</u>に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。</p> <p>③ 提出された参加表明書及び技術<u>資料</u>は、落札者の決定以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>(9) 参加表明書及び技術<u>資料</u>の提出後において、原則として参加表明書及び技術<u>資料</u>に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術<u>資料</u>に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。【特記仕様書にも記載すること】</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) その他</p> <p>技術<u>資料</u>の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。</p>

新	旧
<p>【参考 7】簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 【様式標準例】</p> <p>（様式 1 - 1）</p> <p style="text-align: center;">参加表明書</p> <p>（略）</p> <p>注）紙入札 <u>方式</u> による場合は代表者印を押印して下さい。</p> <p>（様式 2） 管理技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> </div> <p>（略）</p> <p>（様式 3 - 〇） 各主任担当技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> </div> <p>（略）</p> <p>（様式 4）～（様式 5） （略） （略）</p>	<p>【参考 7】簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 【様式標準例】</p> <p>（様式 1）</p> <p style="text-align: center;">参加表明書</p> <p>（略）</p> <p>注）紙入札による場合は代表者印を押印して下さい。</p> <p>（様式 2） 管理技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> </div> <p>（略）</p> <p>（様式 3 - 〇） 各主任担当技術者の経歴等</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>以降</u>に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績</p> </div> <p>（略）</p> <p>（様式 4）～（様式 5） （略） （略）</p>

新	旧
<p>(様式 1 <u>-2</u>)</p> <p style="text-align: center;">技術提案書</p> <p>(略)</p> <p>・提出した技術<u>提案書</u>は、返却を <ul style="list-style-type: none"> ・希望します。 ・希望しません。 ※紙入札方式で提出する場合、どちらかを選択すること。</p> <p><u>注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印して下さい。</u></p> <p>(様式 6) ~ (様式 7) (略)</p>	<p>(様式 1)</p> <p style="text-align: center;">技術資料</p> <p>(略)</p> <p>・提出した技術<u>資料</u>は、返却を <ul style="list-style-type: none"> ・希望します。 ・希望しません。 ※紙入札方式で提出する場合、どちらかを選択すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(様式 6) ~ (様式 7) (略)</p>

新	旧
<p>【参考 7】簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 【○○○○○設計業務 参加表明書及び技術提案書評価要領（案）】</p> <p style="text-align: center;">○○○○○設計業務 参加表明書及び技術提案書評価要領（案）</p> <p>本業務に係る参加表明書及び技術提案書の評価については、入札説明書の内容（評価ウェイト等）及び以下により行う。</p> <p>1. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術提案書の提出者の組織に属していない場合。</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>2. 資格及び技術力</p> <p>(1) 各項目の評価</p> <p>① 専門分野の技術者資格</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) 参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。 【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</p> <p>② （略）</p> <p>③ 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで【標準として過去 5 年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注業務の成績</p> <p>過去の国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【業務成績を相互利用する機関を追加する。必要に応じて各機関毎に対象となる期間を明示すること。】実施（※）の営繕事業に係る○○業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。なお、実績がない場合は加点、減点はしない。</p>	<p>【参考 7】簡易公募型総合評価落札方式における入札説明書例（建築関係） 【○○○○○設計業務 参加表明書及び技術資料評価要領（案）】</p> <p style="text-align: center;">○○○○○設計業務 参加表明書及び技術資料評価要領（案）</p> <p>本業務に係る参加表明書及び技術資料の評価については、入札説明書の内容（評価ウェイト等）及び以下により行う。</p> <p>1. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 以下の場合は、欠格とする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術資料の提出者の組織に属していない場合。</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>2. 資格及び技術力</p> <p>(1) 各項目の評価</p> <p>① 専門分野の技術者資格</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) 参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。 【評価する資格に一級建築士、二級建築士及び木造建築士を設定する場合に記載すること。】</p> <p>② （略）</p> <p>③ 平成○○年○○月○○日以降【標準として過去 5 年とするが、業務内容に応じて適宜、設定すること。】に契約履行が完了した国土交通省等発注業務の成績</p> <p>過去の国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課【当面は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課とし、必要に応じて業務成績を相互利用する機関を追加する。その場合、必要に応じて各機関毎に対象となる期間を明示すること。】実施（※）の営繕事業に係る○○業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。なお、実績がない場合は加点、減点はしない。</p>

新	旧
<p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省地方整備局長、国土交通省営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局営繕部、国土交通省営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。<u>【相互利用する機関を適宜、追記する。】</u></p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>3. 業務実施方針及び手法</p> <p>提出された技術<u>提案書</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>【標準型の場合は、下記の文章に差し替える。】</p> <p>≪提出された技術<u>提案書</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">»</p> <p>4. (略)</p>	<p>※国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省地方整備局長、国土交通省営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局営繕部、国土交通省営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部若しくは沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>3. 業務実施方針及び手法</p> <p>提出された技術<u>資料</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>【標準型の場合は、下記の文章に差し替える。】</p> <p>≪提出された技術<u>資料</u>、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第 2 位まで（四捨五入）とする。）。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">»</p> <p>4. (略)</p>

新	旧
<p>〔参考 10〕関連通達（建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて） （建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて）</p> <p style="text-align: center;">建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて 建設省厚契発第 5 4 号 平成 10 年 12 月 10 日 建設省技調発第 2 3 6 号 建設省営建発第 6 5 号 (最終改正 平成 <u>26</u>年 <u>7</u>月 <u>11</u>日)</p> <p style="text-align: center;">建設大臣官房地方厚生課長 各地方建設局総務部長 建設大臣官房技術調査室長 から 企画部長 あて 建設大臣官房官庁営繕部建築課長 営繕部長</p> <p>国土交通省の発注に係る建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号。以下「選定要領」という。）第 3 各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）における共同設計方式の取扱いについては、左記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。</p> <p>1 対象業務 次に掲げる方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 公募型プロポーザル方式(「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 2 7 0 号、建設省技調発第 1 3 6 号、建設省営建発第 2 5 号)の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 簡易公募型プロポーザル方式(「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 8 年 9 月 26 日付け建設省厚契発第 3 8 号、建設省技調発第 1 6 9 号、建設省営建発第 9 2 号)の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 総合評価落札方式（「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成 20 年 11 月 5 日国官会第 1 3 5 4 号、国地契第 3 8 号）の総合評価落札方式をいう。以下同じ。)</p> <p>2 設計共同体の内容 設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。</p> <p>(1) 組合せ</p>	<p>〔参考 10〕関連通達（建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて） （建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて）</p> <p style="text-align: center;">建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて 建設省厚契発第 5 4 号 平成 10 年 12 月 10 日 建設省技調発第 2 3 6 号 建設省営建発第 6 5 号 (最終改正 平成 21 年 12 月 24 日)</p> <p style="text-align: center;">建設大臣官房地方厚生課長 各地方建設局総務部長 建設大臣官房技術調査室長 から 企画部長 あて 建設大臣官房官庁営繕部建築課長 営繕部長</p> <p>国土交通省の発注に係る建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号。以下「選定要領」という。）第 3 各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）における共同設計方式の取扱いについては、左記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。</p> <p>1 対象業務 次に掲げる方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 公募型プロポーザル方式(「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 2 7 0 号、建設省技調発第 1 3 6 号、建設省営建発第 2 5 号)の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 簡易公募型プロポーザル方式(「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 8 年 9 月 26 日付け建設省厚契発第 3 8 号、建設省技調発第 1 6 9 号、建設省営建発第 9 2 号)の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 総合評価落札方式（「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成 20 年 11 月 5 日国官会第 1 3 5 4 号、国地契第 3 8 号）の総合評価落札方式をいう。以下同じ。)</p> <p>2 設計共同体の内容 設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。</p> <p>(1) 組合せ</p>

新	旧
<p>構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分(選定要領第 3 の業種区分をいう。)の有資格業者(選定要領第 6 第 2 号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。)の組合せとするものとする。したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。</p> <p>(2) 業務形態 構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。 この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。 構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。</p> <p>(3) 構成員の技術的要件 構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置するものとする。</p> <p>(4) 代表者要件 代表者は、構成員において決定された者とする。</p> <p>3 設計共同体協定書 設計共同体協定書は、別紙 1 のとおりとする。</p> <p>4 資格審査 (1) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、手続開始の公示において、単体企業に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。 (2) 部局長は、(1) の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。 一 業務名、業務内容、履行期限 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所 三 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件 四 認定資格の有効期間 五 その他部局長が必要と認める事項 (3) (2) の公示は、別紙 2 の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。 (4) 部局長は、資格認定の申請をする者に対し、競争参加資格審査申請書(様式 1)を提出させるものとする。 競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。 (5) 部局長は、申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のものを資格がないと認定する。 認定の結果については、競争参加資格認定通知書(様式 2 又は様式 3)により通知するものとする。</p>	<p>構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分(選定要領第 3 の業種区分をいう。)の有資格業者(選定要領第 6 第 2 号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。)の組合せとするものとする。したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。</p> <p>(2) 業務形態 構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。 この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。 構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。</p> <p>(3) 構成員の技術的要件 構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置するものとする。</p> <p>(4) 代表者要件 代表者は、構成員において決定された者とする。</p> <p>3 設計共同体協定書 設計共同体協定書は、別紙 1 のとおりとする。</p> <p>4 資格審査 (1) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、手続開始の公示において、単体企業に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。 (2) 部局長は、(1) の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。 一 業務名、業務内容、履行期限 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所 三 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件 四 認定資格の有効期間 五 その他部局長が必要と認める事項 (3) (2) の公示は、別紙 2 の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。 (4) 部局長は、資格認定の申請をする者に対し、競争参加資格審査申請書(様式 1)を提出させるものとする。 競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。 (5) 部局長は、申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のものを資格がないと認定する。 認定の結果については、競争参加資格認定通知書(様式 2 又は様式 3)により通知するものとする。</p>

新	旧
<p>(6) (5) による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。</p> <p>5 一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書 一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。 ○○設計共同体 代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印</p> <p>6 契約書 (1) 契約書における受注者の表示 5に同じ。 (2) 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示 業務委託料欄の記載は、次のとおりとする。 一 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合 業務委託料○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円） 二 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合 業務委託料○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料のうち課税事業者の分担業務額に 5 / 1 0 5 を乗じて得た額である。） 三 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合 業務委託料○○○円 (3) 契約書中に特記すべき事項 設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。 一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」 二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」</p> <p><u>7 設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い</u> <u>設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 9 日付け建設省厚契発第 18 号、建設省技調発第 63 号、建設省営計発第 22 号）を準用する。</u></p>	<p>認定の結果については、競争参加資格認定通知書(様式 2 又は様式 3)により通知するものとする。 (6) (5) による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。</p> <p>5 一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書 一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。 ○○設計共同体 代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印</p> <p>6 契約書 (1) 契約書における受注者の表示 5に同じ。 (2) 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示 業務委託料欄の記載は、次のとおりとする。 一 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合 業務委託料○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円） 二 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合 業務委託料○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料のうち課税事業者の分担業務額に 5 / 1 0 5 を乗じて得た額である。） 三 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合 業務委託料○○○円 (3) 契約書中に特記すべき事項 設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。 一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」 二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」</p>